

平成30年第2回防府市議会定例会会議録（その3）

○平成30年7月13日（金曜日）

○議事日程

平成30年7月13日（金曜日） 午前10時 開議

- 1 開 議
 - 2 会議録署名議員の指名
 - 3 一般質問
-

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（25名）

1 番	吉 村 祐太郎 君	2 番	藤 村 こずえ 君
3 番	宇多村 史 朗 君	4 番	河 村 孝 君
5 番	清 水 力 志 君	6 番	山 田 耕 治 君
7 番	三 原 昭 治 君	8 番	山 本 久 江 君
9 番	高 砂 朋 子 君	10 番	橋 本 龍太郎 君
11 番	牛 見 航 君	12 番	曾 我 好 則 君
13 番	石 田 卓 成 君	14 番	清 水 浩 司 君
15 番	田 中 敏 靖 君	16 番	和 田 敏 明 君
17 番	久 保 潤 爾 君	18 番	田 中 健 次 君
19 番	今 津 誠 一 君	20 番	行 重 延 昭 君
21 番	上 田 和 夫 君	22 番	河 杉 憲 二 君
23 番	安 村 政 治 君	24 番	山 根 祐 二 君
25 番	松 村 学 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市	長	池田	豊	君	教	育	長	杉山	一	茂	君															
代表	監	査	委	員	中	村	恭	亮	君	総	務	部	長	末	吉	正	幸	君								
総	務	課	長	松	村	訓	規	君	総	合	政	策	部	長	熊	野	博	之	君							
生	活	環	境	部	長	岸	本	敏	夫	君	生	活	環	境	部	理	事	大	田	稔	君					
健	康	福	祉	部	長	林	慎	一	君	産	業	振	興	部	長	赤	松	英	明	君						
土	木	都	市	建	設	部	長	友	廣	和	幸	君	土	木	都	市	建	設	部	理	事	佐	甲	裕	史	君
入	札	検	査	室	長	内	田	和	男	君	会	計	管	理	者	吉	富	博	之	君						
農	業	委	員	会	事	務	局	長	内	田	健	彦	君	監	査	委	員	事	務	局	長	梶	山	範	雅	君
選	挙	管	理	委	員	会	事	務	局	長	福	江	博	文	君	消	防	長	田	中	洋	君				
教	育	部	長	原	田	み	ゆ	き	君	上	下	水	道	局	長	河	内	政	昭	君						

○事務局職員出席者

議会事務局長 岩田 康裕 君 議会事務局次長 栗原 努 君

午前10時 開議

○議長（松村 学君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（松村 学君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。16番、和田議員、17番、久保委員、御兩名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（松村 学君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願いいたします。

これより、質問に入ります。最初は、3番、宇多村議員。

〔3番 宇多村史朗君 登壇〕

○3番（宇多村史朗君） 皆さん、おはようございます。所属会派「自由民主党市政会」の宇多村でございます。

本日の朝日新聞の報道によりますと、西日本豪雨、死者200名、犠牲者の7割が60代以上との報道がされております。被災された方々に心より御冥福をお祈り申し上げます。

質問に入ります前に、池田新市長にお祝いの言葉を述べさせていただきます。

新市長、御就任おめでとうございます。さまざまな変革を迎える今日、今後の市政運営をよろしく願いたします。行政経験を十分に発揮され、御活躍されることを心より期待しております。御就任おめでとうございます。

それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

最初に、防府市スポーツセンタープールの管理運営について、質問させていただきます。まず、これは、山口県水泳連盟防府支部に残されておりました水泳連盟の歴史の一部でございますが、御紹介させていただきます。

「えいやこりゃ、どんどん」。これは、船の上から太鼓をたたきながら、子どもたちが泳ぐのを励ます言葉です。真っ黒に日焼けした子どもたちが一生懸命に泳いで行く。5メートル間隔の隊列はゆっくりではあるが、着実に沖へ沖へと進んでいる。先のほうは波の間に白い帽子が点々と浮かぶ。これは、夏休みに4日間行われた富海水泳講習会の総集編として最終日に実施された遠泳の様子を表現しております。

この講習会は、昭和14年の夏休みに始まり、当時の遠泳は何と三田尻港から野島往復の28キロメートルでありました。

私の友人のお母さん、現在91歳になっておりますが、その方は、この28キロメートルを泳ぎ切ったということを私は知人から聞いております。その後、富海海岸へと会場が移され、現在に至っております。

この伝統行事である水泳講習会の精神が戦前から戦後へと引き継がれるとともに、市内の小・中学校にプールが建設され始め、プールでの水泳指導の必要性などから、情熱みなぎる諸先輩の御尽力により、昭和49年6月25日に、防府市水泳連盟が発足しております。会長、副会長、理事長、9名の理事とで組織され、活動が開始されております。

早速、同年の夏のことでございますが、昭和49年8月1日に第1回市民水泳大会が竣工したての国府中学校プールにて開催され、翌、昭和50年には防府市スポーツセンタープールが竣工され、市民の要望に応じて、第1回防府スイミングスクールが開講いたしております。

また、この年から市民水泳大会が、このスポーツセンタープールで開催されるようになり、現在に至っております。

さらに、昭和56年から61年にかけて、市内小・中学校水泳リーダー講習会が、各校から代表男女計4名の児童・生徒を集めて開講されております。

また、昭和57年から平成3年には、市内小・中・高等学校教職員水泳指導者講習会が開催されております。そして、昭和56年から平成7年には、県知事杯争奪県実業団対抗学童選手権水泳競技大会を山口県水泳連盟から依頼され、その引き受け会場として防府市

スポーツセンタープールが選ばれ、市教育委員会とともに取り組んだ経緯もございます。

この大会は、プール施設の関係上、平成8年度から他会場へ移動されており、現在に至っておりますが、昭和49年から開催されている市民水泳大会及び昭和50年から開講しておりますスイミングスクールは、現在でも防府市水泳連盟が組織を強化しながら、また、行事内容に工夫を凝らしながら、引き続き取り組んでいるところでございます。

先ほどの水泳連盟の歴史の中で申し上げましたが、現在の防府市スポーツセンタープールは昭和50年に開設されております。旧プールが平成13年ごろから老朽化が目立ち、漏水等の維持修理費が増加したことから、平成23年1月にプールの耐用年数調査を行ったところ、施設全体の老朽化が深刻な状態である、利用者の安全性を確保することは困難な状況であるとの報告が出され、利用者の安全確保が第一との判断から、平成23年4月に旧プールの閉鎖が決定されております。

しかしながら、同年の6月から7月にかけて市民プールの必要性について市民アンケート調査を実施したところ、市民プールを必要と感じている市民の方々が全体の約90%と極めて高い結果となり、市民にとってのプールの大切さ、その重要さが改めて再認識されたところでございます。

市では、新しいプール施設の基本構想を策定するため、防府市プール施設整備検討委員会を設置、検討に入り、翌年の平成24年3月30日付で防府市プール施設整備検討委員会委員長名で防府市長へ新しいプール施設についての提言書が提出されております。

平成24年度には、旧プールの跡地の地質調査、新しいプールの基本設計、実施設計、旧プールの解体工事を行い、平成25年8月13日から新しいプールの建設工事に着手され、翌年の平成26年7月5日に完成記念式典を挙げております。

プールの種類といたしましては、25メートルプール、子どもプールに加え、レジャー機能を持つ流水プールやウオータースライダーを設置した現在の屋外プールを持つ防府市スポーツセンタープールがオープンしております。

大人から子どもまでたくさんの方が泳いでいるプール。プールの魅力は楽しく泳ぐことだけではなくありません。一人ひとりが目的に合った利用の仕方、使い方ができることも大きな魅力でございます。水泳にはたくさんの魅力があり、子どもたちに限らず、スイミングすることによって全身がバランスよく鍛えられる、基礎体力がつく、心肺機能が向上する、体が丈夫になる、また、いざという時のために泳ぎを知っていたら助かっていたかもなど、身を守る手段の一つとしても水泳は必要不可欠だと考えております。

また、健康面から捉えても、水中運動は、水が持つ性質を生かし、体を動かす健康法、水の浮力でひざや腰を痛めにくく、水圧や水の抵抗があるため、エネルギーをたくさん消

費できます。ウォーキングすると、陸上よりも楽に感じながら約2倍のカロリーを消費することができます。また、親と子の心の触れ合える場所でもあります。

さきのアンケートの結果だけでも市民の約90%の方がプールを必要だと感じ、市民の期待を背負ったプールということが理解できます。

そこで1点目の質問でございますが、本年は7月20日から防府市スポーツセンタープールが開場となりますけれども、平成26年7月にオープンして以来、本年が節目となる5年目となります。昨年までの過去4年間の来場者など、プールの利用状況はいかがでしょうか。また、施設管理体制はどのようにされておりますか。お伺いいたします。

次に2点目の質問でございます。プールの一般の市民の方が利用されるロッカールームは排水が悪く、いつも湿った状況で、常時乾いた状態であるドライシステムとなっております。衛生管理上、問題はないのでしょうか。また、今後の対策について、どのように改善されるお考えか、お伺いいたします。

次に3点目の質問でございますが、防府市水泳連盟が毎年開催しております小学生を対象にしたスイミングスクールでございますが、例年、前期と後期、2回に分け開催しております。特別コース、初級コース、中級コースと泳力別にクラス分けをし、特別コースの場合は水になれる、初級コースの場合は水の中で安全を確保できる、呼吸作業、また、息継ぎができる、補助具を使って25メートルを立たずに泳げること、また、中級コースの場合は、クロール、背泳ぎ、平泳ぎのうち2種目で25メートルを補助具なしで泳げることを目標に、指導者など10名でスクールを開催しております。

例年、市広報に掲載し、先着順で参加申し込みを受け付けておりますが、本年の場合、定員100人に対し150名以上の申し込みがあり、定員オーバーの50名以上の方の申し込みをお断りさせていただいている状況でございます。

そこで質問させていただきます。防府市水泳連盟では防府市スポーツセンタープールをスイミングスクール会場として利用させていただいておりますが、流水プールについては利用できない状況でございます。防府市スポーツセンタープールの専用使用の規定はどのようなになっているか、お伺いいたします。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 宇多村市議からはエールを送っていただき、どうもありがとうございます。また、宇多村市議におかれましては、防府市水泳連盟の会長として御活躍されていると伺っております。

きょうの御質問を聞いておりますと、まさに私の父の歴史を述べていただいたと思って

おります。富海の遠泳もそうでございます。水泳連盟の副会長を長くやっております、一時期、会長もさせていただいております。夏休みのスイミングスクールも、うちの父が中心となってスタートしたものでございますので、まさに、本当きょうは涙が出るような。聞いていました。帰ったら父に報告したいと思っております。

水泳のことにつきましては、父からもいつも聞いておりますので、十分わかっているつもりでございます。そうした中で、防府市スポーツセンタープールの管理運営についての3点の御質問にお答えいたします。

1点目の防府市スポーツセンタープールの利用状況及び管理体制についてでございます。利用状況につきましては、現在のプールが平成26年7月に開設以来、平成26年度には2万1,142人、平成27年度は1万9,029人、平成28年度は1万9,313人、平成29年度は2万23人と多くの方に御利用いただいております。

また、施設管理体制につきましては、防府市スポーツセンターは指定管理者制度により、平成27年4月1日からアシックス・ビークルーエッセ・日本水泳振興会共同体が管理運営を行っており、プールにつきましては、主に日本水泳振興会が現場管理部門を担当し、ビークルーエッセが設備の維持管理部門を担当しております。

次に、2点目のロッカールームの排水についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、ロッカールームに水がたまってしまいう状況にあることから、現在は、営業終了後の清掃時に、たまった水を取り除く作業により対応しているところです。引き続き、さらなる改善ができないか、検討してまいります。

最後に、3点目の防府市水泳連盟が開催しておられるスイミングスクールの会場として、流水プールの利用が可能かとの御質問でございます。

プールは、多くの市民の皆様に御利用していただく施設であることから、専用使用につきましては、防府市体育施設設置及び管理条例において、水泳の競技力向上を目的とした大会や水泳教室での利用を想定して、時間外及び休場日に限り、25メートルプールと子どもプールについてのみ認めております。

流水プールは、レジャープールとして楽しめるよう、流水や滑り台などの機能を有しており、利用する際の安全面について特段の配慮が必要となりますことから、時間外であっても専用使用の規定を設けておりません。そのため、スイミングスクールの会場として流水プールを専用使用することはできませんので、御理解賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございました。

ロッカールームの除湿対策でございますが、いろいろと改善策を検討していただき、大変ありがとうございます。しっかり対応していただき、一般利用者の方が快適に施設を利用できるものと感謝しております。ありがとうございます。

また、流水プールを水泳連盟が行うスイミングスクール会場として利用することにつきましては、現在の設置及び管理条例の規定から、現時点での使用は困難とのことです。よく理解させていただきました。

今後、スイミングスクールの運用面の中で、また監視体制の充実や安全面についてさらに検討させていただきます。現在の設置及び管理条例の、また変更も含め協議させていただいたらと考えておりますので、御理解、御協力のほどよろしくお願ひしたいと考えております。

それでは、2点ほど再質問させていただきます。一括して御答弁をお願いいたします。

まず1点目でございますが、スイミングプールは主に日本水泳振興会が現場管理部門を担当され、ピークルーエッセが設備の維持管理部門を担当されているとの回答でございましたが、1日の業務内容、タイムスケジュール、各業務の人員体制など、もう少し具体的に説明していただけないでしょうか。

また、2点目でございます。スポーツセンター関連で御質問させていただきますが、本年4月に竣工した人工芝多目的グラウンドについて市民の方々から評判はとてよいと聞いております。使用状況等、市民の声はどのように届いているのか、お伺ひいたします。よろしく御答弁のほどお願いいたします。

○議長（松村 学君） 今、グラウンドの話が出ましたが、プールの話じゃなくて。関連があるんですか。

○3番（宇多村史朗君） スポーツセンター全体で捉えたときにということで。

○議長（松村 学君） ちょっと聞いてみましょう。じゃあ、答弁をお願いいたします。総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） それでは、2点の再質問についてお答えいたします。

まず、1点目のプール運営の1日の業務内容とスケジュール等につきましては、まずスケジュールですが、午前9時から点検・清掃等、営業開始前の準備を行いました後に、午前10時の開始から午後5時の終了までプールの運営を行います。そして、その後、午後5時から清掃、後片づけ、料金の精算等を行っております。

また、各業務の人数体制につきましては、現場責任者が1名、監視・清掃業務担当者が、これは曜日によって異なりますが、おおむね16名から19名で運営しております。そして、受付、アナウンスの担当が、これも曜日によって変わりますが、4名から5名となっ

ております。

次に、2点目の防府市スポーツセンター人工芝多目的グラウンドの利用状況とか評判についての御質問だと思っておりますが、これにつきましては、まず利用状況につきましては、今年度4月からオープンしております、4月は75件、5,181人の利用がございました。月の稼働率は38.9%と、前年の南側の運動広場の時と比べますと稼働率で前年比181.8%の増加。かなり増えております。5月につきましても好調でございまして、91件、4,701人の利用がございまして、施設の稼働率は40.8%で、前年度の南側運動広場の時の稼働率と比べまして144.7%と大幅に増加しております。

評判等でございますが、特にサッカーの関係で、コートがサッカーでいいますと2面とれる人工芝というのは全国的にも余り数がないということもありまして、大変、好評でございます。そして、観覧席等で荷物を置いたりできることもありまして、大変、各チームから好評をいただいております。

特にサッカーだけを言いますと、今までにない大きい規模の大会の開催が予定されております。一例を言いますと、6月には山口県高等学校総合体育大会、7月には山口県中学サッカー選手権大会、また8月には国体に向けた合宿ということで国体の準備に向けた山口県のサッカーのチームのキャンプがございまして。あと、10月には全国高等学校サッカー選手権大会の山口県大会、11月には中国地区の50歳以上のライフスポーツサッカー大会、年を明けまして1月には全国私立中学校サッカー大会。

それ以外にもありますが、主な大きい大会はそういうもので、今までなかったような大会も誘致できております。

今後も利用率が落ちないように宣伝もしていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございます。

文部科学省は「スポーツ振興基本計画の在り方について―豊かなスポーツ環境を目指して―」と題して平成12年の保健体育審議会の中間報告の中でスポーツの意義を次のように位置づけております。

スポーツは、人生をより豊かにし、充実したものにするとともに、人間の身体的・精神的な欲求にこたえる世界共通の人類の文化の一つである。心身の両面に影響を与える文化としてのスポーツは、明るく豊かで活力に満ちた社会の形成や個々人の心身の健全な発達に必要な不可欠なものであり、人々が生涯にわたってスポーツに親しむことは、極めて大きな意義を有している。

すなわち、スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求にこたえるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等の精神的充実や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上や精神的なストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に資するものである。

特に、高齢化の急激な進展や、生活が便利になること等による体を動かす機会の減少が予想される21世紀の社会において、生涯にわたりスポーツに親しむことができる豊かな「スポーツライフ」を送ることは大きな意義がある。

また、スポーツは、人間の可能性の極限を追求する営みという意義を有しており、競技スポーツに打ち込む競技者のひたむきな姿は、国民のスポーツへの関心を高め、国民に夢や感動を与えるなど、活力ある健全な社会の形成にも貢献するものである。

さらに、スポーツは、社会的に次のような意義も有し、その振興を一層促進していくための基盤の整備・充実を図ることは、国や地方公共団体の重要な責務の一つとなっている。

このようにスポーツの効用は多く、防府市スポーツセンター、また、スポーツセンタープールが市民にとって今後かけがえのない施設となるよう運営していただきますようお願い申し上げます、最初の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

続きまして、次はスクミリンゴガイ、通称ジャンボタニシの対策について御質問させていただきます。

ジャンボタニシは各地で稲の害虫とみなされており、日が暮れると水中から上がってきて草や用水路の壁に卵を約2カ月から3カ月で数千個産みつけ、農業者から気持ち悪く思われております。

本日はパネルを用意いたしましたので、ちょっと現状を見ていただきたいと思います。御紹介いたします。御協力ありがとうございます。

タニシそのものは田んぼの中のここら辺に黒くちっちゃく写ってよく見えておりませんが、この中におりまして、このピンク色がジャンボタニシの卵。こういったものです。

この対策についてお願いしているわけですが、もしこういうものがずっと繁殖してしまいますとどのようなことになるかといいますと、このようにジャンボタニシが稲を食べた後は、このように歯抜けの状態になる。これが被害の状況でございます。

この写真は、実は私の友人の、中関なんですけど、家の圃場の中にこういったジャンボタニシがおりまして、被害を受けたということで写真を写させていただきました。ありがとうございます。

それでは、引き続き、お話しさせていただきます。

近年、農業者の集まりの中で座談会などでジャンボタニシの生息について話題になりま

す。関係者から市に駆除対策をお願いしてほしいとの声が強く、昨年12月議会の一般質問の中で駆除に対する農薬費用に係る補助金の創設について要望させていただいたところでございます。

そのときの執行部の答弁では、ジャンボタニシの生息状況は平成25年度では約20ヘクタールであったものが平成29年度では約195ヘクタールと約10倍に増えているとの報告がございました。また、山口市をはじめ他市の事例を参考にしながら研究していくと。また、ジャンボタニシを除草の手段として利用していらっしゃる方もいらっしゃることから、聞き取りなどによる実態調査に努めていくとの回答があったと記憶しております。

そこで御質問させていただきます。通称ジャンボタニシの現在の市内の地域別の生息状況や本市の被害状況はいかがでしょうか。

次に御質問いたします。防府市周辺他市町や農業共済団体等の駆除に対する取り組みは調査・確認いただけましたでしょうか。具体的に各団体はどのような取り組みをされ、また、その対策によりどのような効果が得られたかについても調査結果を御回答いただきたいと思っております。

次に、昨年の回答では、ジャンボタニシを除草に利用されている方もおられるので聞き取り調査をしたいとの回答がございましたが、その調査結果と最終的に防府市は駆除対策についてどのように取り組まれる方針か、お尋ねいたします。

以上、執行部の真摯なる御回答をお願いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。まず、答弁の内容につきましては、昨年12月市議会における答弁と重複するところがございますが、改めて答弁させていただきます。

それでは、1点目の本市のジャンボタニシによる被害状況につきましてですが、はじめに、平成29年度に本市と防府とくち農業協同組合が共同で調査したジャンボタニシの地域別生息状況を申し上げます。

牟礼地区が約16ヘクタール、右田地区が約62ヘクタール、小野地区が約21ヘクタール、中関地区が約33ヘクタール、西浦地区が約8ヘクタール、大道地区が約55ヘクタールで、合計約195ヘクタールでございました。

また、被害状況につきましては、水稻の収量が3倍以上に減少した場合が対象となる山口県農業共済組合の農作物共済のジャンボタニシ被害に対する共済金支払状況で申し上げますと、平成29年度は被害件数が2件、被害面積が0.1ヘクタール、支払われた共済金額が4万円となっております。

次に、2点目の県内他市や農業関係団体によるジャンボタニシ対策の取り組みについてお答えいたします。

県内他市町の取り組みについてでございますが、周南市、柳井市、田布施町及び平生町ではジャンボタニシの防除用薬剤購入費の補助、また山口市では取水口に金網を設置する等、薬剤のみに頼らない総合的な防除対策の推進に係る経費の補助を、それぞれ農協や集落営農組織などの農業者団体を対象に実施しております。

また、農業関係団体では、山口県農業共済組合が農作物共済加入者に対してジャンボタニシの防除用薬剤購入費の10%を助成しております。しかしながら、取り組みを行ってられる他市町においてもジャンボタニシの生息面積の大幅な削減効果は確認できておりません。

続きまして、3点目のジャンボタニシを除草に活用する農家の状況と今後の対策についてでございますが、ジャンボタニシは柔らかい草を好んで食べるため、一般に販売されている小さい苗ではジャンボタニシに食べられることとなります。ジャンボタニシを除草に活用されている農家の方は、この性質を利用し、みずから苗を一定以上の大きさに育ててから植えつけることで除草に要する手間の削減や農業に係る経費削減に効果を上げているとのことでございます。

最後に、本市における今後のジャンボタニシ対策についてでございますが、ジャンボタニシが既に生息している地域では、駆除効果の高い農薬を適切な時期に散布してジャンボタニシの駆除に努めるほか、田植え後の水かさを浅くして活動を抑制するなど、被害を受けにくい環境づくりが大切でございます。

また、現在、生息していない地域では、生息地域で使用した農業機械に付着した土を十分洗浄するなど、新たにジャンボタニシを持ち込まないことに努める必要があります。

本市といたしましては、こうした対策を徹底することが重要であると考えており、山口農林水産事務所や防府とくち農業協同組合と連携し、農家の皆様にしっかりと周知を図ってまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） 御回答ありがとうございました。

山口県では、山口県農作物病害虫・雑草防除指導基準の中でジャンボタニシの防除対策の指針を示しております。その指針では、ジャンボタニシ防除対策として、まず新発地域を増やさない対策として、既に発生した地域から未発地域への人為的な貝の移動防止策として、まず農作業を受託した場合は、発生している圃場を確認の上、貝が移動しない

ような対策を事前に検討すること、既に発生した地域で使用した農業機械・資材等は作業時に十分洗浄するとともに、貝が混入した土の移動も避ける対策を講じるとして他の圃場への貝の移動を防止することを指導しております。

また、未発生地ではジャンボタニシを活用した除草防除に取り組まないことも指導しております。

しかし、残念ながら本市では近年ジャンボタニシの生息域が広がり、農業者の集まる座談会においてもジャンボタニシの生息が話題になり、農業者の方々から駆除対策の要望をお聞きしております。

そこで、今の答弁をお聞きし、3点ほど再質問させていただきます。

まず、1点目は、山口県農業共済組合においてジャンボタニシ防除用薬剤購入費の10%を助成しておられるとのことですが、昨年度の市内における実績をお聞かせください。

次に2点目でございますが、市内には苗とジャンボタニシをうまく共存させている農家の方がおられるようですけれども、山口県の指導基準にはジャンボタニシを利用した雑草防除を実施する場合は周辺の水田耕作者の理解を得るよう話し合いをし同意を得ること、また当該水田以外に貝が逃げ出さないなどの措置をとることが示されております。

また、当該基準による栽培を中止する場合はみずからの責任で貝を適正に駆除することが必要だと示されているところですが、こうした基準に基づいた指導を行っていらっしゃるか、お伺いいたします。

最後に、3点目といたしまして、答弁の中で、今後の対策としてジャンボタニシの被害が起きにくい環境づくりや新たに持ち出さないように取り組むことが重要であり、こうしたことを農家の皆様に周知していくとのごことでございますが、どのような方法で周知していくのか、お尋ねいたします。よろしく申し上げます。

○議長（松村 学君） 産業振興部長。

○産業振興部長（赤松 英明君） 御質問にお答えいたします。

まず、1点目の山口県農業共済組合の昨年度の助成実績についてでございますが、平成29年度の本市における山口県農業共済組合のジャンボタニシの防除用薬剤購入費の助成実績は、件数が13件、支払われた助成金は3万円で、面積にして約15ヘクタール分の薬剤が助成の対象となったとお聞きいたしております。

次に、2点目の苗とジャンボタニシをうまく共存させている農家の方への山口県の示す基準に基づいた指導についてでございますが、こうした指導につきましては、防府とくち農業協同組合の営農指導員や山口農林水産事務所の普及指導員が山口県農作物病虫害・雑

草防除指導基準に沿って農業者全般に対してジャンボタニシ対策の指導を行っておられます。

最後に、3点目の農家の皆様への周知方法についてでございますが、ジャンボタニシの防除対策につきましては、これまで、市のホームページや防府とくち農業協同組合の営農指導員が訪問した際に、対策に関するチラシを配付することなどにより農業者の皆様へ周知を図ってまいりました。今後は、毎年度、農業者の皆様へ郵送する水稻生産実施計画書に対策チラシを同封するなどしてさらなる周知を図ることとしております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 3番、宇多村議員。

○3番（宇多村史朗君） 御答弁ありがとうございます。今回もジャンボタニシ防除対策の一環としての農薬費用の補助制度につきましては前向きな答弁がなく、少し残念な気持ちがいたしますが、いずれにいたしましても、山口市、周南市などの近隣市、さらには、山口県農業共済組合も防除対策のための補助制度を設けておりますことを再確認させていただきました。

御承知のとおり、来年3月末には県下12JAが統合され、県下1農協となります。山口県農業協同組合として来年4月から新たにスタートすることになりますが、山口県内の農業者は誰もが1農業協同組合員として同じ扱いになります。農業生産を行っていくことになります。

こうした中、山口県農業協同組合は、その一つに農業者の所得向上を掲げておりますことから、一人の農業者が行政区の違いにかかわらず平等な行政サービスが受けられるよう切にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。御協力ありがとうございました。

○議長（松村 学君） 以上で、3番、宇多村議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、18番、田中健次議員。

〔18番 田中 健次君 登壇〕

○18番（田中 健次君） 「市民クラブ」の田中健次でございます。

このたびの西日本豪雨災害から、きょうでちょうど1週間となります。亡くなられた方の御冥福と被災者の1日も早い復旧・復興をお祈りいたします。

また、私たちがこれから何をしなければならないかが、今、改めて問われているとも感じております。

池田新市長が初登庁されたのが6月21日、私もお迎えいたしました。その日に議会

棟の各会派の部屋へ御挨拶に来られた際に、既に当選のお祝いを申し上げましたので、この場で改めてお祝いを申し上げることはいたしません、市政に新しい風を吹き込んでいただけるのではないかと期待をしております。

ところで、市長に就任されてまだ二十日余りで1カ月もたっておりません。そこで、私の一般質問は、市長選挙で訴えられてきたことを中心に質問をさせていただこうかと考えております。

質問の第1は、新市庁舎建設についてであります。4点についてお尋ねをいたしますが、まず、厳しい選挙戦を勝ち抜かれた池田市長ですが、その勝因の一つは、新庁舎建設において選挙公報等で「現在地での早期建て替えを実現」と記載され、現在地での建て替えの考えを明確にされたことにあるというふうに私は考えております。

相手候補は、候補地を比較検討すると述べられ、建設候補地について態度を明確にされませんでした。2つの新聞社が選挙の出口調査の際に新庁舎の位置についても調査をされ、その結果が新聞報道されておりますが、現在地が68%と63%、駅北側は13%、15%と報じています。新庁舎建設は、市民が池田市長に期待する大きな課題といってもいいものと思います。

そこで、まず1点について質問させていただきますが、1つ目は、選挙公報で「現在地での早期建て替えを実現」とされておりますが、今後どのように取り組まれるのか、大まかなお考えをお示ししていただきたいと思っております。

2つ目以下の質問は、幾分細かな議論となりますが御容赦ください。

池田市長が選挙公報に書かれたことは、選挙で当選され市長に就任されても直ちに市の方針とはなりません。当選された市長の選挙公約が全て市民の信任を得たということには必ずしもならないからであります。それを課題とした住民投票ではないからであります。

総合的に見た政策、政治家としての資質などを総合的に、あるいは焦点となる特定の点に注目して市民は候補者に投票するということであるからです。市長選の結果から直ちに民意という短絡的な考えではなく、これまでの経緯を踏まえた丁寧な議論が必要になってくると思います。

そこで、これまでの経緯ですが、新市庁舎建設に関して、防府市は昨年3月に防府市庁舎建設基本構想・基本計画を策定し、その中で駅北公有地エリアを建設候補地として選定をしています。この計画は、まだしっかり生きております。また市議会では、昨年3月議会で新市庁舎建設に関する決議を全会一致で可決し、駅北公有地エリアの案だけでなく現庁舎敷地での案の策定を求めました。

その後の9月議会で新庁舎建設比較検討資料作成支援業務委託の予算案が提出され、こ

れも全会一致で可決をし、ことしの7月までに事業手法や事業期間などの課題を整理し、候補地の比較検討に入ることとしています。

そこで、2つ目の質問となりますが、このようなこれまでの流れの中で、池田市長は選挙公報に掲げられたお考えを、まず、市執行部の内部でどのように方針化していくのかお考えをお伺いいたします。

3つ目は、市執行部で方針が定まったのであれば、それを市の方針とするためには、市議会との意見調整や場合によっては議会の賛同を議決等により得ることも必要となります。そこで、市議会とどのように意見調整などをしていくお考えかをお伺いいたします。

4つ目の質問についてであります。既に業者に委託している新庁舎建設比較検討資料作成支援業務は、現在地での建て替えということが決まれば、資料作成の必要なくなる項目が出てまいります。そうなれば、業務委託の契約変更等が必要になると思います。

この点について今後どうするのか、このまま継続するのか、比較検討作業を切り上げ一部を取りやめていくのか、市執行部の御見解をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 田中市議からは、新庁舎に係りましてエールを送っていただきまして、ありがとうございます。

新庁舎建設に係る4点について御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、私は市長選挙を通じまして、市庁舎の建て替えは本市における全ての施策とまちづくりの基本となると申し上げ、現庁舎敷地において早期に建て替えるべきと訴えてまいりました。

昨日の曾我議員の御質問に対する答弁と重複いたしますが、私といたしましては、市民の皆様が命が最も大事であり、防災・減災の拠点ともなる市庁舎は、早期の完成と財政負担の軽減が期待できる現庁舎敷地での建て替えがよりよい選択であると考えており、選挙を通じて市民の皆さんの御賛同を得られたものと認識をしております。

まず、1つ目の今後の取り組み方についてでございますが、現在2案で検討資料を——作成作業を委託しておりますので、それは早期に取りまとめ、市民の代表である議員の皆様のお意見を伺いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、2つ目の執行部内部での進め方についてです。

現在、庁内には庁内検討委員会がありますので、その中でしっかりと作業を進めてまいります。

3つ目の市議会との意見調整についてです。

庁内検討委員会において方針を定めた後、庁舎建設調査特別委員会、あるいは全員協議会等の場におきまして両案の比較を示し、議員の皆様の御意見を賜りたいと考えております。

最後に、現在進めております新庁舎建設比較検討資料作成支援業務につきましては、予算を既に市議会においてお認めいただいているものでございますので、引き続き業務の中で両案の作成を進めてまいりたいと考えております。

両案の具体的な比較につきましては、改めて特別委員会等の場で御説明差し上げたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 何点かちょっと再質問させていただきます。

早期にというような話で、昨日の答弁の中では32年度には実施設計に入りたいというようなことも言われましたので、それは大変結構だろうと思います。

それで、ただそういう形になることを、ある意味では具体的に確認する意味で再質問させていただくわけですが、まず、庁内の検討委員会などで執行部の方針をまず明確にするということがございました。これについては、庁内の検討委員会、旧来は部長級の職員で構成するというので、トップは副市長でありました。

副市長は、しばらくはというのか、次の議会には多分出るんだろうと思うんですが、選定されないということで、早い時期にそういったことをするというのであれば、私は庁内の検討委員会の委員長といいますか、会長といいますか、それは市長がみずから務めて、その辺のリーダーシップを図るべきだと思うんですが、この辺についてのお考え方はどうでしょうか。

○議長（松村 学君） 市長。

○市長（池田 豊君） 私は、今回、早期建て替えということで一歩前へ進める形をとりたいと思っておりますので、私がトップとしてやっていきたいと考えております。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） わかりました。

ぜひ、そういった形でしていただきたいと思います。

それで、あと若干懸念になることは先ほど言いましたが、基本構想・基本計画というのは、まだ生きておるわけでありまして、それについて一部は活用できる部分があると思います。

庁舎のレイアウトだとか面積だとか、そういう物については活用できるわけですが、庁

舎の位置の選定の問題だとか、あるいはそれに関連するまちづくりに関する部分だとか、それから具体的な計画については、これはこれからつくるであろう資料作成、比較検討資料作成支援業務で出てくるものと合わないものになってくると思います。

そういったものについては、言葉は、例えば廃棄という言葉もありますし、棚上げという言葉もありますし、修正という言葉もありますけれども、その辺、懇話会の皆さんがせっかくなされた計画でありますから廃棄などという言葉は使う必要はないと思いますが、そういったものを一部修正する、あるいは、その一部について活用するという事でこれはよろしいわけでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

早期建て替えに向けまして、必要に応じて改定を行っていきたいというふうに現時点では考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） そうですね、改定という言葉が最もふさわしいというふうに、今、御答弁聞いて思いました。

それから、支援作成業務、昨年の9月議会のときにいただいた委託の実施予定の概要というので10項目ほど項目が上がっておりますが、ある程度の段階でそういった比較作業が早く終わって現庁舎でのということになれば、この中で掲げてある幾つかの項目というものは不要になるんだろうと思うんです。

そうなった場合に、これは委託業者さんと協議が必要だろうと思うんですが、その分をカットして予算を削減するのか、あるいはかわりに委託をするような業務を新たに追加するのか、そういった形の何らかの契約変更ということになるのかどうか分かりませんが、そういうものは必要だろうと思うんですが、ちょっとそれについて考え方だけお示し願いたいと思います。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

昨日の答弁も少し出ましたが、8月下旬に、現在、特別委員会を開催するという予定にしております。

そこで議員の皆様のお意見を伺いながら、必要に応じて契約内容の変更というものを検討していきたいと考えております。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） わかりました。そういった形で進めていただければ結構だと思います。

それで、一般質問の項目には上げませんでした。執行部の内部と議会の内部はそういう形で進んでいくと思いますが、市民に対してはやはり何らかのそういった検討の結果を市民に説明するような――例えば機会、シンポジウムであるとか、あるいは新しく変わった、変更された、あるいは改定されたとかそういった市の方針についてのパブリックコメントとか、そういったものを今後は求めなければならないだろうというふうに思いますので、この辺はまだ早急に現在の段階で御回答を求めるつもりはありませんが、内部でぜひこういった点についても今後検討をしていただきたいということを申し上げておきます。

それで、次の質問に入らせていただこうと思います。

質問の第2は、県の農業試験場の防府への誘致についてでございます。

池田市長の選挙公報の目玉施策の一つは、県農業試験場の誘致であります。選挙公報では、「山口市の県農業試験場を誘致して農業大学校と統合した『新たな農の拠点』を実現する」とされておりますが、これだけでは幾分具体性に欠けるようにも感じます。

そこで1つ目の質問ですが、今後どのように取り組まれるのか、お考えをお伺いいたします。また、この誘致に当たって市の財政的な負担が伴うものなのでしょうか、この辺、市民の関心もあるので、ぜひお答え願いたいと思います。

2つ目は、県への対応の課題ですが、新聞報道では、村岡知事も県議会で、県の新総合計画の素案で農業大学校や農業試験場の統合に向け、11月をめどに基本計画をまとめる考えを明らかにされました。そうであれば、市としてこの計画策定に対して提言・要望等を考えるべきだろうと思います。市執行部の御見解をお伺いいたします。

3つ目は、実ほうわさに対して市民の懸念の声が出ているという問題であります。

本来であれば議場でお聞きする種類の問題ではありませんが、議場で明確に否定していただければそれで解決し、また、市民生活に大きなかわりがありますので、あえてこの場でお聞きをさせていただきたいと思います。

それは、農業試験場誘致と引き換えに、県立総合医療センターが山口市に移転されるのではないかとの噂が出ており、市民の懸念の声が私たち議員のもとに複数届いております。

県立総合医療センターは防府市民にとってかけがえのない三次救急医療機関であり、これが市外へ移転することは防府市民にとってあり得ない話であろうと思います。市長に明確に否定をしていただければ解決する問題であり、御見解をお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えいたします。

昨日の曾我議員への答弁内容と重複する部分もありますが、改めて御答弁申し上げます。

私は、本市の中山間地域を含めた農業の活性化に向け、県と連携して担い手対策や耕作放棄地対策などに取り組んでいきたいと考えています。この考えを実現するための一つが、山口市にある県の農業試験場を大平山の麓にある県立農業大学校の隣へ誘致することです。

折しも県では、やまぐち維新プランの素案に農業大学校と農業試験場等を統合した農林業の知と技の拠点の形成を掲げられました。こうした県の動きをチャンスと捉え、本市への農業試験場誘致に向け、県に対して積極的に要望活動を行ってまいりたいと考えています。

また、本市の財政的な負担についてですが、県有施設の移転でありますので移転に伴う防府市の直接的な負担はないものと考えております。

次に、2点目の県の基本計画の取りまとめに対する市の対応についてでございます。

1 1月を目途に基本計画を策定されることになっていることから、機を失することなく防府市への移転誘致について要望をしていきたいと考えております。

最後に、3点目の県農業試験場誘致と引きかえに県立総合医療センターが山口市に移転されるのではないかとのおうわさについてでございます。

実は私自身、御指摘のようなおうわさを直接聞いておりませんので答弁のしようがありませんが、ただ、県立総合医療センターが移転するという話は全くありませんし、聞いたこともございません。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 農業試験場の問題、少し意見だけ申し上げたいと思います。幾つか意見、要望です。

現在の農業試験場の土地というのは、すぐ近くに大型商業施設もあり良好な住宅用地として——開発がもし、移転すればですが可能になり、移転は県にとっても大きな財政上のメリットがあるのではないかと思います。この点をまず指摘しておきたいと思います。

それで、直接的な負担はないというふうなお答えでしたが、例えば周辺整備というふうなことで市に財政負担が強られるということは避けるべきではないかというふうに考えております。

例えば過去に——これは比較にするのはおかしいんですが、多々良高校が大道に移転する際には駅を高架駅にして、そして周辺整備の道路の整備だとかいろいろな形でかなりの市は財政負担をいたしました。そのとき、私は残念ながら議員ではありませんでしたが、当

時かなり議会でこの予算の使い方については議論がされたというふうに記憶をしております。

例えば進入道路だとか、さまざまな問題ということが今後出てくるかもしれません。そういった周辺整備なども県でやるべきではないかと。既になくなってしまいましたが、私の地元にあります看護学院、これも進入道路については、やはり前は広い道はなかったけれども拡幅をするような形で県がやったというふうに聞いております。そういったことをぜひお願いしたいと思います。

それから、県への要望ということですが、今の農業試験場が約25ヘクタールほどあるというふうに聞いております。移転統合ということですから、25ヘクタールの水田とかを確保するというのではないと思いますが、その規模はよくわかりませんが、しかし、いずれにしても現在の農業大学校には水田はありません。畑だとかそういったものしかないと思います。したがって、稲の品種改良だとかそういう形で農業大学校の周辺の水田、あるいは休耕地だとか、中には耕作放棄地があるかもしれませんが、そういうこともひっくるめて市がこれだけの例えば土地が確保できそうであるとか、そういったさまざまな情報を準備をして、県に対するいろんな問い合わせに対してすぐ答えられるような体制をとっておくと、そのことは防府市の熱意というのかそういうものを示すことだろうと思いますので、ぜひそういったことをしていただきたいというふうに思います。

それから総合医療センターの問題ですが、困った話ではありますが、こういうのが出るというのも。ただ、私もこれを議会報告会の場で市民の方からお聞きをしましたので、そういう場で言われるわけですから、それなりの地域の代表者のような方が言われるわけがあります。

そして、私、総合医療センターが三次救急のそういった施設であるので、これは防府市にとっての施設であるので、実は、山口市にも当然、三次救急の施設があるのかと思ったら、実は山口市には三次救急の施設はないんですね。あの広い山口市もひっくるめて総合医療センターが、この山口防府医療圏域といいます、その三次救急の施設であるわけです。

それで、県の各医療圏域のそういった資料などを見ますと、いわゆる三次救急の施設がみんな山陽側に偏在しているというのは、山口県の医療の体制のあり方として困っているという一つの課題として書かれてはおります。

そういうことも片方ではあるわけですから、ぜひこれは今の総合医療センターというものについては、市長は生まれてから大学卒業、それから県庁の職員、東京におられたときは別にして、ずっと防府からは通われているということですので、総合医療センターの大

きさというのか、市民にとって大変なものだということはよく御存じだろうと思しますので、この辺、変なことにならないようにぜひしていただきたいということだけ述べさせていいただいて、この項についても終わりたいと思います。

そういう形で質問がスムーズに進んで行きますが――。

質問の第3は、市長の所信表明についてであります。

所信表明では、重要政策の一つとされた産業力の強化に関して「企業代表や関係団体代表で構成する『（仮称）防府市産業戦略本部』を設置し、産業界の声をしっかりと伺い、新産業の創出や産業発展に資する国道2号の拡幅などの道路整備、港湾整備等のインフラ整備につなげてまいります」こういうふう述べて、具体的な施策を示されました。

翌日の新聞では、2紙がこの産業戦略本部設置を市長所信表明の記事の見出しに使い、マスコミの注目も集めているというふうに思われます。まだ、その裏づけとなる予算も示されていないので構想段階とは思いますが、この産業戦略本部の構成・役割について今時点でどのようなお考えであるのか1点目にお伺いいたします。

2点目は、所信表明では「新産業の創出や産業発展に資する国道2号の拡幅などの道路整備、港湾整備等のインフラ整備につなげてまいります」こういうふう述べてハード面の整備に重点を置くように感じられました。

ハード面での整備を重点とするのか、ソフト面の整備についても検討されるのか、こうした点についてどのようなお考えであるのかについてお伺いいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 答弁させていただきます。

所信表明で述べました防府市産業戦略本部について2点のお尋ねです。まとめて御答弁させていただきます。

新聞報道では、唐突に何か産業戦略本部をつくるというようにイメージがありましたけれども、私は選挙戦を通じ産業戦略本部の設置は訴えてまいりましたので、私の訴えが不十分だったのではないかと反省しております。

地域の活力は産業です。私は財政の経験が長いのですが、一方で若いころには、2年間ですが都銀の民間シンクタンクで起業コンサルティングの仕事をさせていただきました。または、県では企業立地の担当審議官として、さらには産業戦略部の初代の瀬戸内担当審議官の経験をさせていただきました。

その中で、新の産業政策を行うためには現場の意見、企業の生の声を聞くことが第一である、重要だと認識いたしました。そうした中で、産業戦略のときには三田尻中関港の

2基目のガントリークレーンが防府にとって必要だということで、これに一生懸命取り組んでまいりました。

このたび私は市長となりました。防府の産業力を高めるため、そのためには市内の産業界の意見をしっかりと聞きたい、自由闊達に意見交換を行いたいと考え、私みずからを本部長とし企業等の代表者で構成する防府市産業戦略本部、まだ仮称でございますけれども、それを置きたいと考えております。

詳細な内容につきましては、今後、企業関係者等の御意見も伺いながら詰めていくこととなりますが、大企業も入るものの中小企業者を中心とした組織にしたいと考えております。

昨日も答弁申し上げましたが、地方自治体の役割は中小企業支援だと考えております。また、意見交換等は審議会のようなものではなく、本当に自由に何でも言ってもらえればと思っております。その中で防府市産業の発展のため、企業が連携も含め行うものは企業で、市で行うべきことは市で、県や国にお願いすべきことはしっかりと取りまとめて企業の生の声を反映した要望につなげていきたいと考えております。

その内容は道路・港湾等のハードもあれば規制緩和等のソフトもあると思います。ソフト、ハード等限ったものではありません。何でも聞きたいと思っております。私といたしましては、産業戦略本部を中心に民間と行政が一体となって防府市の産業力の向上に全力で努めてまいりたいと考えております。

なお、関連予算につきましては、早ければ9月補正にも計上したいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 昨日の他の議員のほかの質問との関連の中で、この産業戦略本部ですが、これについて中小企業の課題もというようなことを言われました。

それで私は、あれっという感じもちょっとしたわけですが、中小企業に関しては、現在、中小企業振興基本条例という——これは議員提案でつくった条例ですが——その中で中小企業振興会議というような形で市の中小企業振興策を議論していただいたり、報告もいただいたり、提言もいただいているわけでありまして。この中小企業振興会議との関連というのか、こういうものはどういうふうに考えられるのか、一定の整理が必要になってくるんじゃないかと思うんです。

私は、この産業戦略というのはいくつか大きな企業のところをターゲットにしてやるというような感じに当初受け取っておったんですが、そういう形であれば二つの階層に分かれるような形で、これはまた意味があるのではないかと思ったんですが、必ずしもそうで

もないようなことでありますので、その辺の二つの機関といいますか、大分片方は自由に意見を言う場だというような形でありますので会議の持ち方も違うような感じもしますが、その辺の内容の整理をきちっとしていただかないといけないと思うんですが、それで担当の課も違うわけですが、今、私のところに聞き取りに来た課を言うと部も違うわけです。部も違うわけですから、その辺の内容的な位置づけ整理というものをどういうふうに内部であるのか、これについて今時点で、ある程度大まかなところで構いませんので、お考えがあればお示し願いたいと思います。

○議長（松村 学君） 総合政策部長。

○総合政策部長（熊野 博之君） それでは私からは防府市産業戦略本部と防府市中小企業振興会議、どのような関係の位置づけになるかという質問にお答えいたします。

先ほど市長が答弁いたしましたとおり、産業戦略本部は中小企業者の代表者の方々を中心に構成し、本市の産業発展のためにソフト、ハード両面にわたりさまざまな御意見、御要望をしっかりと伺う場として設置いたします。この本部において出されました御意見、御要望等の取りまとめを行いまして、市の政策に生かすとともに国・県への要望も行ってまいります。

産業戦略本部の事務局といたしましては、総合政策部の総合政策課を今の段階では考えております。そして、この産業戦略本部と中小企業振興会議の関係でございますが、本市の産業発展のためにお互いに連携する必要があると考えております。

中小企業振興会議で取りまとめられました中小企業対策などにつきましては、産業戦略本部でも共有する必要があると考えており、お互いが補完し合う必要があると考えております。

この二つの会議体が連携できるように産業戦略本部の設置要綱を作成していく方針で、今、考えております。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 18番、田中健次議員。

○18番（田中 健次君） 今お聞きした限りでそれなりにぼんやりとはわかりますが、まだよくわからないところもあります。

市長の後援会のしおりというのを改めて見させていただきましたが、県での略歴に先ほど答弁でも述べられました産業戦略部審議官、あるいは商工労働部審議官兼企業立地推進室長という経歴があり、今回の産業戦略本部というお考えはそうした行政経験を生かされたというのか、その延長線上にあるんでないかというような感じを私は受けました。

それと同時に、私のような市議員の視点との違いも若干、実は感じるわけであります。

しかし、それはむしろ新しいものが市政に持ち込まれるというもので、そういったものが持ち込まれるということは、これは防府市全体にとってみればいいことではないかと思えます。

ただ、これまでの経緯だとか市民と直接接する市職員のそういった現場感覚というものもあろうと思います。そういったものも尊重して議論を深めていただきたいというふうに思っております。まだ構想段階でありますから、次の9月議会に予算の裏づけをもって議会に提案される際には執行部の内部でしっかりと議論を深めて、内容をよりよいものになるように煮詰めていただくということを期待しております。

それから最後になりますけども、ちょっとこれは要望といいますか議会との関連についてお願いのようなことにもなりますが、所信表明で市長は議会との関係を「車の両輪」と言われました。

私は、この表現はかつてはよく聞きましたが、今は若干違和感を覚えております。と申しますのは、地方自治制度は、市長と市議会議員の両方を市民が直接選挙するという二元代表制であります。

市議会は、執行機関に対して独立・対等の機関として、監視・牽制すること、また新たな役割として政策提言が重要とされています。そうであれば、車に例えるなら執行機関はいわゆる動力、エンジンであり、市議会はハンドルあるいはアクセルやブレーキであります。議会の提案・提言や、議会の議決などにより政策の方向を変え、また、予算の増減という形でアクセル、ブレーキの役割を果たすからであります。これは、以前に山口県市議会議長会の議員研修会で、講師が講演の中で大いに強調されたことであります。

エンジンとハンドルのほうが車の両輪よりも地方自治における執行機関と議決機関である議会の役割をわかりやすく明確にした表現だろうというふうに思っております。

少し小難しい話になってしまいました。こういっても頭の中に置かれ、池田市長にはこれまでの行政経験を生かし、防府市政に新風を吹き込んでいただくことを、このことを期待しているということを申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、18番、田中健次議員の質問を終わります。

○議長（松村 学君） 次は、24番、山根議員。

〔24番 山根 祐二君 登壇〕

○24番（山根 祐二君） 「公明党」の山根祐二でございます。通告の順に従って質問をさせていただきます。

最初に、道路等不具合通報アプリについて質問いたします。

私は、平成26年12月議会の一般質問におきまして、市民協働のまちづくりの観点から、「ちば市民協働レポート」、通称「ちばレポ」という市民通報アプリについて質問をいたしました。これは市が提供するアプリを市民がダウンロードして、道路、公園、ごみ、その他の課題をアプリから写真か動画を撮影し、場所はGPSで指定をします。そして、内容を入力してシステムに送信します。投稿されたレポートは、位置情報や内容によって自動的に仕分けされ、担当課に送られます。投稿されたものは誰でも閲覧可能で、受付済み・対応中・対応済みがわかり、担当課のコメントも含め、詳細を見ることができます。

「ちばレポ」のような通報アプリは、現在では多くの自治体が導入して活用しています。通報内容は、道路不具合に関するものが多いようです。道路に生じた陥没などの異常は、タイヤのパンクや事故の原因になることもあります。道路管理者への通報によって補修につながるケースもありますが、一般的な電話による通報の仕方には課題もあるようです。国や県、市区町村の道路管理者は、日常的に道路を巡回し、こうした道路のさまざまな異常を補修しています。前回、私の質問に対する答弁で、防府市では、道路施設全般にわたり、職員3人体制で月に2回、道路パトロールを行い、約670キロメートルの市道の点検及び安全確認を行っているということでした。

2015年1月から道路状況通報アプリを導入している神奈川県相模原市は、道路の維持管理にかかわる事務作業の効率化が図られ、道路巡回に、より多くの時間を割けるようになったと言います。また、標識や公園の施設、放置自転車に関する問題など、管轄ではない内容の通報についても、所管する課への引き継ぎや、警察、国土交通省などへの情報提供を行っているそうです。

電話での通報には課題もあると言います。仙台市道路保全課は、「電話は役所の開庁時間内しか受けられません。また電話では、場所の特定が難しい場合がある上、現場に行つて状況を確認し、その後で補修などの対応をすることになります」と話します。仙台市では、現場の写真を撮影し、GPSによる位置情報を利用して通報できるアプリの試行を2017年10月に開始しています。アプリを使えば、時間を問わず通報することができます。また、不具合箇所の位置や状況が、役所にいながらわかるので、必要な準備をして現場に向かい、迅速に対応することが可能です。「通報の手段を拡充することで安全・安心にプラスになると考え、試行することになりました」と話しています。

通報もアプリのダウンロードも、一般市民の任意で行われているものですが、こうした行政の道路管理を賄っているのは税金です。問題解決の円滑化が、ひいては節税につながり、巡り巡って、その個人にもメリットをもたらすこととなります。平成26年にシステムの導入を提案しましたが、答弁では、このシステムは有効な手段の一つと思っているが、

解決しなければならない課題も多く存在している。今後、導入他都市の状況も参考にしながら調査・研究していくとのことでしたが、その後、どのように取り組まれたのかお尋ねいたします。

前段で述べましたように、多くの自治体が通報アプリを導入するようになってきました。千葉市がその先駆けですが、決して今では大都市だけではありません。アプリに関して、コスト面やセキュリティについて、当初に比べ改良されているのではと考えます。山口県では、周南市や宇部市がシステムを利用しているようです。本市でも、市民サービス向上のため早急にシステム導入を考えていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

以上、御答弁、お願い申し上げます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えいたします。

私は、市政運営に当たり、「市民が主役の防府市」をスローガンに掲げており、市民の皆様生の声を直接しっかりと聞きし、市政に生かしていきたいと考えております。ICT化は、コミュニケーションを補完するツールとして時代の要請でもあり、市民サービスの向上と行政の高次化のために推進していかなければならないものと考えております。

さて、平成26年に議員から御質問をされている通報システムにつきましては、千葉市や半田市のシステムをはじめ、その他の自治体で導入しているシステムについても調査・研究を行い、個人情報保護などの運用面や市のシステムとの連携などのセキュリティ面に関しましては、さまざまな対応策が講じられるようになってきていることを確認しております。

そのうち、千葉市の「ちばレポ」につきましては、市民がスマートフォンを利用して市に通報するシステムであり、ウェブ上で通報のあった箇所について、市民と行政、市民と市民が共有することで市民協働へとつながっていくシステムではございますが、多額の経費がかかることから、私としては本市に導入することは難しいものと考えております。

一方、「ちばレポ」より簡略化された「道路等不具合通報アプリ」については、お示しのように、県内では宇部市が平成27年度から、また今年度からは周南市でも導入されていることから、両市にも調査をいたしました。

現地状況の写真と位置情報が添付された道路補修等の通報により、市は補修場所の特定に係る作業が省略できるとともに、事前に補修準備をして現地に行くことができ、より素早い対応が可能になったと聞いております。また、通報する市民にとっては、市の窓口足を運ぶことなく、いつでもスマートフォンで通報できるようになり、通報した案件につ

いて補修状況を確認できるというメリットがございます。このことは、1件当たりの補修対応時間が短縮されるため、業務の効率化となり、あわせて市民サービスの向上も図れるものと期待されます。

一方で、両市ともアプリで気軽に通報できるよう匿名での通報としているため、対応が不可能な案件や、補修とは無関係の通報が相当数あるなど、問題点もあると聞いております。このため、本市への道路等不具合通報アプリの導入に向けては、本市にとってどういった機能の通報アプリが適正であるかを、さらに他の導入自治体のアプリの調査を進め、今後、見極めながら、拙速な導入にならないよう導入に向けては検討してまいりたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 御答弁ありがとうございます。

御答弁の中で、「ちばレポ」については、多額の経費で、導入は本市では難しいというようなお話がございました。このとき、パイオニアとなっている千葉市は、たしか5年で5,000万円というような費用であったかと思えます。

答弁の中にありましたように、それからアプリの改善やセキュリティについても進んできて、現在の宇部市、周南市については、かなりその費用についても削減されてきたというようであります。その点についても理解をされているという御答弁でございました。

導入済みの他都市を見ても、圧倒的に道路不具合の通報が多いようですけれども、まず防府市における道路相談、これの近年の状況についてお尋ねをいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） 近年の状況でございます。過去3年間でございますが、道路の通報の件数です。平成27年度は1,051件、平成28年度は991件、平成29年度は1,019件の通報がございました。

以上でございます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 以前からこのような数字で特に変わっておりません。前回質問したときでも、その受け付けた市民からの依頼により返事はしているのかという質問もしたことがありますけれども、1,000件前後のこういった問い合わせについて、お答えをすることは困難であるというような御答弁もいただいております。

こういった点でもこういったアプリを利用すれば、自分が市に問い合わせた道路の不具合というものが受け付けられたのかと、あるいはどういう状況になっているのかというのが、

短時間で迅速にそれを判断することができるということで、完了報告とか今対応中であるとか、そういうアプリに表示されるわけでございますから、今ありましたように1,051件、991件、1,019件のこういった不備についての問い合わせ、あるいは依頼について、状況を判断するということができますので、この点でも非常に市民サービスとなるのではないかと考えております。あと業務の効率化、市民サービスを向上されるということは、市長の答弁の中にもございました。

防府市では、市内市道670キロメートルの点検を職員3人体制で月に2回パトロールを行うと、これは前回の答弁でございますが、これも今同じようにされているというふうに聞いております。3人体制で月に2回パトロールを行って、この市道670キロメートルを全部行くのかということをお尋ねしますと、順を追って市道全体を回っていくようになるということでございました。

市道全域を走るのにどのぐらいの期間が必要になるでしょうか。月に2回ですけど、1回のパトロールが大体何キロぐらいをされているのか、市道をパトロールが一巡するのにはどのぐらい、何カ月ぐらいかかるのか、その点をお尋ねいたします。

○議長（松村 学君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（友廣 和幸君） お答えいたします。

市道670キロメートルをどのぐらいかかるかという御質問ではございますが、幹線道路、それから生活道路、規模が違いますので、均等に回り切るということでも現実にはございませんで、やっぱり幹線道路を中心としての回数は多うございます。

したがって、670キロメートル市道全部を、まず一周するのにというところについては、その辺はちょっと明確にお示しできないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 道路パトロールについては、先日、若干お聞きしたんですけども、大体一回パトロールに出ると二、三十キロメートル走るということを聞いております。今、幹線道路が特に多いということでしたけれども、そうではないので、やはり幹線道路も通常の市道も含めまして、全体を回ることが目的でありますから、そのように回っておられるように聞いております。

例えば、月に2回で、1回に30キロメートル走るとのことですと、11カ月程度で市道全域を確認できるということのようです。そういった市職員のパトロールというのも、結構業務としてあるわけで、こういった業務が効率化できると、またアプリ導入の効果というのも出てくるのではないかとこのように考えます。

通報アプリについて、先ほどの答弁でも、宇部市、周南市のアプリについて調査を行ったというような御答弁でございました。調査を行ったのであれば、開発費用や運用費用についても聞かれたと思うのですが、その点についてはどうであったか、また、費用対効果を含め、システム導入についての考えはどのように思われているか、その点をお聞かせください。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） それでは、お答えします。

宇部市は、まず先ほど紹介がございました平成27年10月に導入された「ネイティブ宇部」という固有名詞がございます。導入経費は32万円ということで、維持管理費は、毎年65万円かかっているということでございます。

それで、今までこのシステムをダウンロードされた市民の方が約700件、700名なのか700件なのかちょっとわかりませんが、700ほどダウンロードした実績があると聞いております。これまで通報件数は、毎年、年平均でいきますと約80件程度ということだそうです。

それから、周南市のほうでは、「しゅうなん通報アプリ」というのを、この4月に導入されておられます。やはりダウンロードされている件数は、一気に1,600件まで行っているようでございます。それから運用開始からの通報件数は、4、5、6、3カ月ですが、210件というふうに伺っております。

宇部市さんのほうにつきましては、いろいろと分析も進められているようですが、周南市さんは、まだ入れてすぐですので、まだまだちょっと評価できるような状況にないということもお聞きしております。

大体、以上でございます。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 調査いただきましてありがとうございます。今聞かれたように、開発費、随分、当初の「ちばレポ」の当時から比べますと、非常にICT技術も日進月歩しておりますので、かなり安くなってきているというふうに感じます。

宇部市が開発が32万円、運営経費が65万円程度ということでございました。周南市が本年、2018年4月の導入ですけれども、これが見てみますと非常に使いやすい、いいものになっております。宇部市のアプリなんかは、その位置の表示がなくて、どこの道路なのかというのが、ちょっと今は使いにくいなというふうに私は感じました。

一方、周南市なんかは、その後、ごく最近に入れられたもので、アプリの開発費が、聞いてみますと110万円で、維持費が月3万円、年間でいきますと36万円ですけれども、

この費用で運用していると。で、今総務部長の答弁の中にも、ダウンロードが1,600件、通報は3カ月であるけれども210件あったというふうに伺っております。

この周南市の通報アプリに関しましては、通報だけではなく、ボランティアの活動報告ページと、こういったものがあります。これは、地域で道路清掃しましたというような写真を添えて、それに対して、道路課が「確認しました」と、「地域の皆様の活動により道路の美化が保たれております。今後もよろしくお願ひします」というようなコメントが添えられております。こういったツールとしても、非常に有効なものではないかというふうに考えます。費用対効果と、よく執行部に質問を投げかけますと、そういう答えが返ってきますけれども、そういった費用対効果の面からでも非常に導入していただく可能性も高くなってきたなというふうに考えております。

中には、アプリの開発は必要ない、「フィックスマイストリートジャパン」アプリというのもございます。これを利用しているのが埼玉県熊谷市です。平成26年の一般質問でも紹介をしております。

このアプリ、しっかり研究されて、本当に市民サービスになるということを確認していただいて、導入していただきたいなというふうに思っております。市民が市役所に電話し、道路等の不具合を担当課に場所と状況を説明することは案外負担なのではないかと、アプリがあれば迅速に確実に通報できると、そして早いわけですね。すると、いろんな道路行政に対して、やはり、特に大きいことになりますと、その時間がかかる。市民が気づいて通報するまでにタイムラグがあると。通報に行くか行かないか、こういう判断するにもいろいろ、やめておこうとか、あるいは自治会長に言って済まそうとか、あるいはみずから市役所に出かけようとか、いろいろ対応方法はあると思いますけれども、なかなかそこにタイムラグが発生すると。また、受け取った道路課が実際に確認に行くと、本当に電話で聞いた場所にそういうものがあるのかと。道路に穴があいていると、その穴はどのぐらいの大きさかと、どのような位置にあるのかと。補修は簡単なのか、難しいのかと。まずは確認に行こうということで時間もかかるということが考えられます。

アプリがあれば、そういったことが迅速に確実に通報できるし、対応できるのではないかというふうに考えております。だからこそ、徐々に徐々にではありますが、他都市でもそういったアプリを導入してくるところも増えてきているのではないかと考えます。市民の安全、市民サービスの観点から、ぜひとも早期の導入をお願いしたいということを申し添え、この質問は終わります。

次に、窓口サービス向上について質問をいたします。

市役所には、連日、さまざまな目的を持って多くの市民が来られています。中には、仕

事の休みを取って駆けつけた人や、公共交通やタクシーを利用して、費用をかけて来られる方もいらっしゃいます。近年、市民の行政に対する要請は複雑・多様化していますが、これらの要請に適切に応えていくことが求められています。市役所にとって、市民、団体、企業の方々はおお客様です。市役所業務の基本はサービスの提供であり、その根幹である接遇によって、お客様である市民と窓口職員が気持ちよくかわることが必要となります。誠意ある対応、親切丁寧な説明など、心のこもった対応をすることがよい接遇と言えます。

接遇の基本は、身だしなみ、挨拶、表情、態度、言葉遣いです。これらを身につけることが接遇の第一歩と言えます。市役所には、各種証明書を発行する市民課窓口だけでなく、多くの窓口があります。それぞれの目的で来られている市民に、親切丁寧に対応し、市民に満足していただけるように、サービスの向上を図る必要がありますが、どのように取り組んでいるのか、御所見を伺います。

次に、市民の方々は、職員のように日常的に行政業務にかかわっているわけではないので、理解できないことや勘違いされることもあり、職員に対し、クレームとなることもあります。このようなとき、市として、このように対応するといった統一したものは決めているのでしょうか。

他市では、職員用に接遇マニュアルというものを作成し、ホームページへ公開しているところも幾つか見受けられます。その中には、身だしなみチェックリストの掲載や、挨拶がコミュニケーションの第一歩であること、好ましい表情、態度、また好ましくない表情、態度など示しています。

防府市では、このようなマニュアルはありますか、お尋ねします。

以上、御答弁、お願いをいたします。

○議長（松村 学君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御質問にお答えをいたします。

まず1点目の、市民の皆様にご満足いただけるサービス向上への取り組みについてというお尋ねでございます。

本市における接遇に関する取り組みは、職員提案を契機といたしまして、平成18年度に設置いたしました接遇向上推進委員会の活動を中心に行っているところでございます。当委員会の活動の推進体制といたしましては、管理者として所属長を充てるとともに、所属ごとに接遇主任を置き、日々の取り組みを進めております。

活動の主なものといたしましては、行動計画の策定とその実行がでございます。この行動計画は、全庁共通の取組項目と、各所属個別の取組項目からなり、年度当初にこれらを設定するとともに、年度を通じて計画に掲げる取組項目を実施いたしております。また、年

度末には、所属長による評価・点検を行った上で、次年度以降の取り組みにつなげていくという仕組みとなっております。

全庁共通の取組項目の例といたしましては、朝礼時に行っております「いらっしやいませ」、「どちらをお探しですか」などの声出しや接遇読本の音読などがございます。また、各所属個別の取組項目といたしましては、執務スペースの整理・整頓や、おもてなしの心で挨拶をするなど、各課の実情、業務の実情に応じまして、管理者が接遇主任と協議して定めております。

これに加えて、啓発ポスターや接遇読本、身だしなみチェックシートや整理・整頓チェックシートを作成しております。また、苦情対応や接遇マナーの基礎知識を学ぶための研修の実施、また接遇に関する取り組みの検証といたしまして、市民アンケートや接遇研修を行う業者に依頼した覆面調査などを今まで行ってきております。

また、委員会活動とは別に、新規採用職員に対しまして、採用直後に接遇研修を行うとともに、各所属におきましては、国・県、それぞれの業務があると思うんですが、それらから示されました運用指針や運用マニュアルに加えて、各課独自の業務マニュアルの作成、あるいは人事異動により新たに配属された職員を対象に、所属内全般での業務についての研修を行うなど、お客様に対しまして、迅速かつ的確な対応ができるよう努めているところでございます。

次に、2点目の、市民の方からのクレームに対しまして、市として統一した対応があるか、また3点目の防府市に接遇に関するマニュアルがあるのかというお尋ねにつきまして、一括して答弁申し上げます。

本市においては、接遇の心得や対応、電話のマナー、苦情への対応等について記載した「防府市接遇読本」というものを策定しております。これは、先ほど申しました委員会活動の中で、平成18年度に作成したもので、庁内イントラネットに掲示し、職員であれば誰もがいつでも閲覧、入手できる状態となっております。先ほど申し上げましたとおり、朝礼時にはこれを音読し、意識づけ等に活用しているところでございます。

ただ、この読本につきましては、作成後10年以上経過しておりますこと、また必ずしも音読に適したものにはなっていない、大量な文字等も書いてございますので、今年度の委員会活動の中で、これを改訂しようということで動いております。

また、苦情への対応につきましては、接遇読本に一般的な苦情対応の考え方、あるいは方法について記しております。その内容は、まずはお話を全部お聞きすること、相手様がどのような気持ちで発言なさっているのか、また何を求めておられるのかなどについて想像をすること、迅速に対応すること、そして苦情は業務改善のチャンスにもなることか

ら感謝の意を伝えること、こういったものを定めております。

いずれにいたしましても、お客様から「ありがとう」と言ってもらえるよう、今後も引き続き、私を含めまして全職員が接遇向上に努められるよう努力してまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） ありがとうございます。市としても、「防府市接遇読本」というのを作成し、これに基づいて、全庁、全体、あるいは個別にさまざまに活用しているというお話がございました。

私も見せてもらったんですけども、今総務部長が言われたように、非常にページ数も多くて字も小さくて図も少ないと、なかなか見にくいもので、そんなに頻繁に見ようかなという気になかなかならないようなものでありましたが、今言われたように、今回改訂するお考えがあるようで、そういったことであれば、しっかりそれを進めていただきたいなと思います。

その内容についても、他市の内容と同じように、苦情の際には、その対応についても、あるいは求めるものを想像するとか、まず話を聞くとか、なかなかそれを実行していけば非常に問題ないと。実行されている職員さんがほとんどではないかなというふうに思っています。

時として、その中でも時々トラブルが起きるわけでありましてけれども、市民が直接その窓口で職員に対して苦情を言う場合もありますけれども、そうでない場合、その後で、こういった苦情を市民がちょっと市に相談したいなといったときには、どこに相談して、どういう流れになるのでしょうか。大体基本的なものがあると思いますけれども、その点はいかがでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

まずは、それぞれの窓口の業務の内容で、どういうことがあったかということ、まず一番把握しているのは、その所属長なので、まず所属長に相談していただけたらと思うんですが、やはり同じ職場で言いづらいということであれば、今、職員課というのが総務課の中にございますが、人事・研修・厚生等を担当しております。こちらのほうにまず相談いただいて、実情をこちらでお調べをいたします。職員課長のほうも、いつも言っておりますけど、不快な思いをさせたということは、まずは謝罪をしないとイケないと思います。その上で、どのような内容であるか、かなり誤解をされている方もいらっしゃいますし、内容が許認可に係るもので、やはり市として認可ができないということの回答に対す

る担当が悪くというようなことを言われることもございます。それが果たして接遇に起因しているものかどうかというの見極めていかないといけないと思っております。

こういったことで、いろんなところにそういう相談があることもございます。できるだけその所属の中で解決するのがベストだと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） ありがとうございます。職員課に相談するというところでございました。

市政なんでも相談課でもいいと思うんですけども、職員課とか市政なんでも相談課という、直接その窓口で言えない場合が多いですよ、こちらにもいろいろ話 comes んですけども。じゃあどこに言ったらいいのかと。これが職員課というのがなかなかわかりにくいと。市民の側に立ちますと言うところがないというようなことで、議員をつかまえて、しっかりお話をいただくこともあるんですけども。

この苦情件数なんですけども、細かい件数でなくてもいいんですけども、大体全体で、年間でも月間でもいいんですけども、この苦情相談、苦情件数というのはどの程度あると把握されているでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

正確な数字は、この職員の窓口の対応についての苦情件数というのは、恐らくカウントはしてないと思います。先ほどおっしゃいました市政なんでも相談課なんかにも、市長の提言箱なんかにも、時々、こういうことを言われたから事実なのかとか、どうなのかというのが時々入ってまいります。それは全部私のところへ通りますので、大体感覚として月に1件あるかないかぐらいでございます。その中では、また御丁寧に、まずは一旦電話を入れまして、後日、文書で御回答しますということで、文書で全て御回答させていただいております。

ただ、内容をいろいろ調べますと、必ずしも接遇に起因しているものではないようなものもかなりあるのではないかと思っております。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） ありがとうございます。この本市のマニュアルですけども、接遇読本です。この中に、謝罪についてどのように書かれているか、先ほど部長の答弁の中にはいろいろありましたけども、謝罪についてはちょっとお話にはなかったように

ありますけども、そもそも謝罪についてはどのように書かれているのでしょうか。

○議長（松村 学君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） では、読み上げます。まず、先ほど私もちらっと申しましたが、「最初に相手の精神的苦痛に対してはおわびするということが大事だと思います。よく言いますけど、訴訟大国アメリカでは「ソーリーの一言が命取りにもなる」と言われていますが、市の窓口においても、同様の一面を有しております。また、苦情に直面した場合は、多くは瞬時の判断に向かない内容を有するものであります。重要なのは、市民の要求に対する結果、できるかできないかは別にして、まず気分を害していらっしゃること自体におわびをしておく、その姿勢を示す、その後の対応が非常に楽になります。火事で例えれば、初期消火の役割を果たすのが、この姿勢であると言えるでしょうが、もちろんその姿勢が要求に対する返答であると誤解されないように注意すべきであります」と。こういったことが、苦情処理の謝罪の部分には書いてございます。あとはもうケース・バイ・ケースだと思います。内容について、しっかりお客様のお話を聞くということが一番大事だと思います。

以上です。

○議長（松村 学君） 24番、山根議員。

○24番（山根 祐二君） 他市でも、この苦情については――謝罪については、いろんな書き方をしておりますけども、おおむね同様ではないかと思えます。しっかりそのことを職員全員が認識して励行していただくということが大事ではないかと思えます。

苦情の受付例として一つ御紹介いたします。一例ですが、ある方が市営住宅入居に当たり、収納課で家賃引き落とし依頼書を記入して、3枚つづりのうち1枚を控えで持ち帰ったと。3カ月後、入居者に収納課から家賃督促状が届いた。結果的に、それは市のミスで、市民はそのために二度三度と窓口で足を運んだが、当初、職員側は非を認めず謝罪がなかったことに、市民は非常に憤慨されていたと。一つの例ですけども。ほとんどの職員さんは、きちんと内容を熟知して、一生懸命、的確にされていると思えますけれども、たまさかこういうこともあり得るということで、接遇が正しかったのかと、市民はお客様であることを自覚しているのかと、ミスはありますけれども、ミスをした後の対応が大事であるわけであります。

国分寺市とか上越市というのは、オンブズパーソン制度というのをホームページで公開しています。オンブズパーソン制度とは、市民の皆さんの権利や利益を擁護し、また市政を監視して、市政の改善を図ることにより、開かれた市政を推進し、市民の皆さんの意見が的確に反映された市民本位の市政運営に役立てることを目的とした制度であり、市長が

議会の同意を得て、民間の方に委嘱し、公正・中立な立場で市民の苦情申し立てを迅速に処理し、必要があれば苦情申立人にかわって市に是正など勧告をしたり、意見表明をすることができます。こういったこともございます。決して、私は、このオンブズマン制度を取り入れよと言っているわけではありませんけれども、市民に親切で優しい対応で、市民本位のサービスを心がけていただきたいということをお願いして、質問を終わります。

○議長（松村 学君） 以上で、24番、山根議員の質問を終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午後0時 3分 休憩

午後0時59分 開議

○副議長（橋本龍太郎君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続きまして一般質問を続行いたします。

次は、8番、山本議員。

〔8番 山本 久江君 登壇〕

○8番（山本 久江君） 「日本共産党」の山本久江でございます。

通告の順に従いまして、質問をさせていただきます。

質問の前に、西日本豪雨1週間となりますけれども、豪雨災害によって犠牲となられました方々に深い哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心からのお見舞いを申し上げます。猛暑の中、一日も早く、一刻も早く復旧が進むことをお祈り申し上げます。それでは、通告の順に従って質問をいたします。

第1点、新庁舎建設についてでございます。

これまで、お二人の議員が質問をされておりますので、少々ダブルところもあるかと思っておりますけれども、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

5月に行われました市長選挙では、新庁舎の建設場所を巡り、多くの市民が関心を持ちましたが、池田市長は選挙を通じ、また就任後のさまざまな会見におきましても、一日も早く現在地で建て替えをとの考えを示されておりますし、本議会の所信表明では防災・減災の拠点ともなる市庁舎は早期の完成と財政負担の軽減が期待できる現庁舎敷地での建て替えがよりよい選択であると考えております。こういうふう述べておられます。

これまで私どもは、現在地での建て替えを早期に実施することを求めてまいりましたその立場として、このことは具体的に取り組みを進めていただきたいと考えますが、御承知のように、現在、本年度中をめどに新庁舎建設候補地2カ所の比較検討のための資料作成

が進められております。

こうした現状を踏まえながら、市長は現在地での早期建て替えをどのように進められるのか、今後の計画についてのお考えをお尋ねをいたします。

2点目として、現在、議会に対しては、耐震に問題がある文化福祉会館について、現庁舎敷地に新庁舎を建設した場合、駅北公有地エリアに生涯学習機能と福祉系機能を配置する案が示されております。現在の文化福祉会館敷地は駐車場とする考えです。

今後、執行部におきましては、こうした方向で進めていくお考えかどうか、御見解を求めたいと思います。よろしくお願いたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 御質問にお答えいたします。

議員御案内のとおり、私は、市長選挙を通じまして、市民の命が第一であり、そうした観点からも市庁舎の建て替えは本市における全ての施策とまちづくりの基本となると申し上げ、現庁舎敷地において早期に建て替えるべきと訴えてまいりました。

先日の曾我議員、本日の田中議員の御質問の答弁とも重複いたしますけれども、私としましては、市民の皆様の命が最も大事であり、防災・減災の拠点ともなる市庁舎は、早期の完成と財政負担の軽減が期待できます現庁舎敷地での建て替えがよりよい選択であると考えており、市民の皆様の御意見でもあると認識しております。

1つ目の、今後の計画についての考え方でございます。

現在、進めております新庁舎建設比較検討資料作成支援業務につきましては、今後、両案を作成した上で特別委員会等の場で御説明さしあげたいと考えております。

次に、駅北公有地エリアの利活用についてのお尋ねでございます。

本年2月開催の庁舎建設調査特別委員会の資料に掲載されています、生涯学習機能と福祉系機能を配置する案につきましては、文化福祉会館を対象とした公共施設の再配置の類型の一つとして示されたものでございます。

現在、再編、長寿命化、効率化という公共施設マネジメント基本方針の観点から再検討をしているところでございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） それでは、再質問をさせていただきます。

これまでの議論の中では、比較検討資料を作成して、まずは市民に周知する、こういうことがこれまでの議論の中で示されておりますが、この市民への説明、計画の周知、これ非常に大事なことだというふうに感じております。これをどういうふうに進めていくのか、

その点をお尋ねいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

庁舎建設は市民の皆様にとっても大変関心の高い案件であると考えております。今後、特別委員会等でお示しする内容を踏まえながら、改めて効果的かつ効率的な手法で周知することを検討したいと思っております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 現在のところはそういう御答弁しか、なかなか難しい点、承知いたしております。

議会棟は耐震性がありまして、議会棟を残すことは当初の事業費を抑えることにもなりますけれども、議会棟を残す案について、特別委員会では作成するとの回答が出されております。現議会棟への対応について提示されるのか、いま一度、確認をしておきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

そもそも市庁舎の建て替えは耐震性能の不足という問題から始まってきております。そのため、耐震性のある議会棟を存置する案についても当然検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） ありがとうございます。それから、市民から大変御意見を伺っているのが、新庁舎の建設費は一体どのぐらいかかるんだと。財政負担については大変市民の関心も高く、概算整備費について、いつごろこれは提示していただけるのか、示していただけるのかお尋ねをしたいと思っております。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

まず、先ほど来、申しております8月下旬の特別委員会で委員の皆さんから御意見をいただくために、大まかな概算について両案をお示しする際に提示したいと思っております。その後、なるべく早い時期に今度は精査した事業費というものを出したというふうに考えております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） ありがとうございます。いずれにいたしましても、今、全国で地震や豪雨など頻発しております。市長が所信表明で述べられておりますとおり、防災・減災の拠点ともなる市庁舎は早期の完成が求められます。財政負担の軽減を図りながら、また何よりもこれまでの経緯を踏まえながら、現状を踏まえながら取り組みの強化をお願いしたいというふうに思います。

以上で、この項は終わります。

続いて、第2点目に移ります。

質問の第2点は、行政経営改革についてでございます。

まず、市職員の人員不足に対する今後の適正な人員配置についてお尋ねをいたします。

現在、市では平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間とする、第5次定員適正化計画に基づき定員管理が行われておりますが、職員数は4月1日現在、市長部局など670人、消防本部142人、上下水道局72人の総数884人となっております。

これまで職員数が大幅に減らされた結果、計画では、平成27年4月1日時点で、県内13市の中では人口1人当たりの職員数が最も少ない状況が示されておりますが、この間、住民ニーズの多様化、新規事業の増、権限移譲などで深刻な人員不足と日常業務の遂行にまで影響が出かねない状況となっております。結果としてこのことは、市民サービスへの影響が懸念されます。

少子高齢化と人口減少とが同時に進む中で、行政サービスの質の維持、向上を図っていくこと、質の高い行政サービスを実施していくことは極めて重要でありまして、そのための市職員の適正な配置、これは喫緊の課題であるというふうに感じております。市執行部の今後の職員数のあり方に対する御見解をお尋ねをいたします。

2点目として、市立保育所の民営化計画に対する市長のお考えをお尋ねをいたします。

防府市民間委託等推進計画では、防府市立保育所3園について、平成13年度第3次行政改革から継続して民営化を目指すとしております。しかしながら、平成13年の行革答申から17年がたちました。子どもを取り巻く環境も大きく変わっておりまして、公立保育所の役割はますます大きくなってきております。

わずか3園しかない公立保育所の民営化については見直すべきだと、これまでも繰り返し質問をさせていただきました。

3月議会での答弁では、残り3園の民間移管については、高まる保育需要や経験豊かな保育士を多数有する市立保育所の存在意義——公立保育所の存在意義、及び財政面を含めた将来像を見据えて、引き続き検討する必要があると、こういう回答をいただいております。

す。

質問の中で、さらに明らかになったことは、防府市のように、重要な役割を持つ公立保育所を全てなくす計画を持つ自治体は県内にはなく、市民からも、また民営化を望む声や希望する民間団体などもないこと、状況によっては公立保育所の定員拡充も検討しなければならないし、発達に障害のある児童や家庭での養育に問題のある児童の受け入れが増えてきていることなど、公立保育所——市立保育所の役割はますます重要になっているという御回答をいただいております。

保育環境が大きく変わる中、17年前の答申に基づき、延々と民営化計画を掲げ続けることが真の行政改革と言えるのかどうか。真の改革と言えるのかどうか。私は大いに疑問に思っております。

市立保育所の民営化を見直すべきだと考えますが、市長の御見解をお伺いをいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 池田 豊君 登壇〕

○市長（池田 豊君） 行政経営改革についての2点の御質問にお答えいたします。

まず1点目の、市職員の人員不足に対する今後の適正な人員配置についてでございますが、私は、さきの所信表明におきまして、市政運営に当たり、明るく元気で豊かな防府市、そして市民が主役の防府市をスローガンに市庁舎の早期建て替えなど3つの重要施策を進め、あわせて持続可能な行財政基盤を確立することが急務であることを申し述べさせていただきました。

議員御指摘のとおり、少子高齢化と人口減少とが同時に進む中で、質の高い行政サービスを実施していくことは、極めて重要なことでございますが、最少の経費で最大の効果を上げることも市政運営には重要であります。

私は、職員は宝であり、防府市民の財産であると思っております。職員が明るく、元気に仕事をすることが、明るく元気で豊かな防府市を実現する第一歩であると思っております。

単独市制を貫くためにも、法律的な業務体制が求められますが、行政サービスが低下することのないよう、適切な職員数を維持し、時代に即応した組織運営に努めていく所存でございますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、2点目の、市立保育所の民営化についてでございます。

議員お示しの、市立保育所の民営化計画につきましては、平成13年11月に当時の行政改革委員会から市立保育所について、その全てを段階的に民間移管することの答申をいただいたところでございます。これに基づき、平成21年4月に三田尻保育所、及び西

須賀保育所の2園については民間への移管を実施したところでございます。

一方で、議員御指摘のように、答申から17年が経過し、保育を取り巻く環境は大きく変化していると認識しております。私は、行政改革委員会からの答申はあくまでも尊重すべきと考えますが、保育を取り巻く環境の変化も踏まえ、保育施策全体の中でしっかりと現場の声を聞いてみたいと考えております。

以上、御答弁申し上げます。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） まず、市職員の人員不足に対する問題でございますけれども、再質問をさせていただきます。

現在、とりわけ技術職員の不足は深刻でございます。増員に向けた取り組みを今後どのように行っていくのか、そのお考えをお示しいただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えします。

土木技術、あるいは建築技術などの技術職員については、全国的にも大変厳しい採用が続いているところでございます。早い話、民間との取り合いになっているという状況でございます。

こうした中で、本市では一昨年あたりからいろいろ手を替え品を替え、いろいろ戦略を練りまして、大学や高等専門学校に採用担当の職員と卒業生——若手職員の中でその学校を卒業している者をリクルーターとして一緒に訪問しまして、本市職員が日ごろ行っている業務の内容や魅力を直接訴えるという方法をとっております。あわせて学生からの疑問、質問に答えるというきめ細かな活動を地道に行っておりまして。

その成果もありまして、本年4月には7名の土木技術職員を採用することができました。あわせて電気技術職員1名、それから保健師2名も採用することができました。今後もさまざまな対策を講じまして、それから職員の年齢構成等にも配慮しながら、技術職員の確保というものを計画的に行っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 私は、市役所の中をいろいろ各課回って御相談することも多いんですけども、各課、各職場の状況、本当に大変な状況がありますね。そういった市職員の人員不足にかかわるさまざまな問題を執行部としてどのように把握されているのか、その辺の状況を教えていただけたらと思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

職場の状況の把握につきましては、公式的には年3回ヒアリングを行っております。職場の各課の所属長、あるいは係長、監督職の方に来ていただきまして、職員課で状況を調査するというのを公式に3回行っています。ただ、どうしても公式的なことですので、本音の話は聞きづらいということで、随時そういう相談も応じております。

例えば、病気で長期休養するような場合とか、育児休業に急遽入るような場合とか、そういったときにどういうふうに欠員を補充していくか、対応していくかというような個別の事情をそれぞれヒアリングをしております。そういった現場の意見を聞くということが一番大切だと思います。

それにあわせて、臨時職員でカバーできることはカバーする、あるいは業務を見直すところは見直すというような対応をしているところでございます。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 人員増にかかわるいい回答はなかなか得られないわけですが、各課において法改正による業務の増加とか権限移譲とか新規事業への対応、維持管理業務の増大、あるいは専門知識の求められる分野がどんどん広がっております。また、市民要望も増えております。これほど職員が減ってくると対応できないのではないのでしょうか。このことは、先ほども申し上げましたとおり、市民サービスに直結する問題でございます。

市長は所信表明で、市政運営に当たり、子どもから高齢者まで笑顔と笑い声が絶えない、明るく元気で豊かな防府市を目指す、こういうふうにおっしゃって、先ほどの御答弁でも言っておられました。しかし、それを担う市職員の働き方は大変厳しく、まさに笑えない状況、市の職員は笑えない状況が続いております。市長の目指す、そのような防府市にしていくためにも、適正な人員配置がなされて、職員増が図られること、強く要望しておきたいと思っております。

市長、職員884人のトップとして、改めて御見解があれば御答弁をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） 今、働き方改革のほうは国のほうでも議論されております。先ほど、人員増もありますけれども、業務の見直しというのもありますので、そうした中で、職員がしっかりと働き方改革というか、しっかりと休みを取れて、できれば定時で帰れる

ような市役所を目指していきたいと考えております。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 時間もありますので、それでは次に、市立保育所の民営化計画についてでございます。

まず、市執行部として、今日の防府市の保育行政の課題、その中での公立保育所の役割、基本的なことですけれども、どのように考えておられるのか、御答弁をお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） お答えをいたします。

防府市の保育行政の課題ということですが、保育需要の高まりとともに、待機児童や潜在待機児童が発生しております中、その解消や受入児童数拡充への対応があります。加えて、児童虐待、貧困家庭、発達障害のある乳幼児の増加等により、保育所は保護者、家庭支援を行う場であるとともに、家庭や地域との連携を図りながら、保育の中で適切に対応することが求められるようになってきており、特に、市立保育所につきましては、こうした支援を進めていくことが重要になってきております。

次に、市立保育所の役割についてでございますが、市立保育所につきましては、経験豊かな職員、保育士ですね、これを多く有しております、これまでも障害を持った児童や支援の必要な児童を多く受け入れてまいりました。それにより、保護者の大変厚い信頼を得てきておるところでもございます。

また、緊急を要する障害児や虐待児童など、要保護児童の受け入れや災害時休園となった保育所児童の受け入れ、万が一でございますが、新型インフルエンザなどが発生したときにおいて、医療従事者等の子どもの保育など、迅速に対応をする必要がございます。

さらに、保育需要の高まりとともに、待機児童や潜在待機児童が発生する中、民間保育施設の定員増や幼稚園の認定こども園化などによる解消が見込めない場合、市の責務として、市立保育所の定員を増やし対応することも必要となってきます。

そのように、地域における最後のセーフティーネットとして大変重要な役割を担っていかなければならないというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 御答弁にありまして、公立の重要な役割、ますます今、求められております。民営化につきましては、市民が望んだわけでもなく、運営を希望する民間もないと、さらに、国の動きでも幼児教育、保育の無償化が2018年の骨太方針に記載されまして、今後、保育行政に大きな影響が出てくることが予想されております。

もう本当に保育の環境、制度、目まぐるしく変わろうとしています。保育士不足、待機児童問題などどうするのか、民間保育所も含め課題はいっぱいでございます。やるべきことは保育に対する市の責任と、市の保育所の役割を十分発揮して子育て世代をしっかりと支えていくことではないかというふうに感じております。

先ほどの御答弁では、現場の声をしっかり聞くという市長さんの御回答でございましたけれども、これまでの御回答とどういうふうになっているのか、現場の声を聞くというのは、いわば当たり前のことでありまして、市長さん自身のお考えがこれまでと一歩進んでいるのかどうなのか、そのあたりをもう少し突っ込んだ御回答をいただけないでしょうか。よろしく願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） 先ほども――答弁繰り返しになりますけれども、保育を取り巻く環境が大きく変化している中で、一方で行革委員会からは答申をいただいております。そうした中で、保育を取り巻く環境は大きく変わっておりますので、まずは、保育施策全体を考える中で現場の意見をしっかりと聞いていきたいということでございます。そうした中で対応していくということでございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 市長、選挙を通じまして、何も決めない、決められない市政、市民と一緒に考えない、行動しない市政は今すぐ変えなくてはなりませんと、こういうふうにも市民の皆様は訴えてこられました。この問題も平成13年の答申の尊重、これがもちろん、これは大事なことですよ、尊重ということは。これがずっと続きまして、その間、保育を取り巻く環境はいろいろ変わってきた。でも何も決められませんでした、この問題についてですね。ぜひ見直しに向けて取り組みを開始していただきたいということを、新しい市長さんに心からお願いを申し上げる次第でございます。そのことを強く要望して、次の質問に移ります。

質問の3点目は、子育て支援について、子ども医療費無料化制度の中学生までの拡充についてお尋ねをいたします。

大変市民要望の多い内容であることから、これまで繰り返しこの問題も質問をさせていただきました。この制度をなぜ防府市の中学生に拡充をしていく必要があるのか。私は次の点を指摘したいというふうに思います。

まず、第1点は、つい最近ですけれども、7月6日公表されました厚生労働省の調査、平成29年度、乳幼児等にかかる医療費の援助についての調査、これを見ますと、平成29年4月1日現在ですが、全国1,741自治体で中学生以上の子どもに対する医療費

助成は、通院が1,500自治体、86.1%、約8割の自治体で実施をされております。入院の場合はどうかといいますと、1,646自治体、94.5%、もうほとんどですね。約9割の自治体で実施をされております。ほとんどの自治体が既に中学生以上への医療費助成に取り組んでいるということでございます。

2つ目に、防府市の中学生の健康状態ですけれども、これも毎回、御紹介をさせていただきました。毎年度の定期健康診断の結果を見ましても、視力、耳の疾患、鼻、副鼻腔疾患、齲歯未処置など、喜べる状況ではございません。

3つ目に、子育て世代の経済状態でございます。2015年の調査で日本の子どもの貧困率は13.9%と高く、ひとり親家庭の相対的貧困率は50.8%、2人に1人の子どもが貧困と言われております。防府市でもいろんな調査がありましたが、子育て支援に対する要望は経済的支援の充実を求める声が多いのも特徴でございます。

4つ目は、中学生の数が減ってきていることです。今年度5月1日現在、中学生は2,768人、前年度比マイナス123人となっております。ピークの昭和61年、これがピークだそうですけれども、このときは5,962人であったそうですが、その半分以下になりました。減少し続ける中学生への医療費、この制度、医療費無料化制度の充実、待ったなしではないかと思えます。

これまでの答弁では、制度の拡充は必要であると認識しておりますが、子育て支援策全体の中で他事業との優先順位を考えながら検討したいとのことでもございました。市民の期待に応じて、ぜひ中学生までの医療費無料化を実施してほしいというふうに考えますけれども、いかがでございましょうか。よろしく願いをいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 御質問にお答えいたします。

近年、子育て支援として子どもの医療費を助成する範囲を広げる自治体が増える中、本市におきましても子育て家庭を経済的に支援する重要な施策と認識し、これまでも本市単独の財政支出を行い、子どもを持つ保護者の皆様の医療費の負担軽減に努めてまいりました。

平成21年8月に県が一部負担金を導入した折、本市は利用者に新たな負担が生じないように、相当分を負担することといたしました。また、平成23年8月から4歳未満の児童について、平成24年8月からは小学校就学前の児童について、所得制限を撤廃し、医療費を無料化いたしました。さらに、平成27年10月からは、県内他市に先がけ、保護者の所得制限を設けることなく、小学校6年生までの医療費の無料化を実施しておりまして、県内では高い水準の支援を行っていると考えております。

御質問の子ども医療費無料化制度の中学生までの拡充につきましては、要望が大変高い施策であると認識をしておりますが、さまざまな子育て支援策を展開する中で、市単独で制度を拡充していくには恒久財源の確保が課題であると考えております。

つきましては、市長会を通じ、国・県に対する支援の要望を引き続き行ってまいりますとともに、厳しい財政環境の中、子どもの医療費に対する支援について、次代にしっかりと引き継いでいけるよう、市全体の施策の中で、将来を見据えて検討してまいりたいと存じますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 全国の自治体の中には財政状況が厳しい自治体、これが大変多いと思います。しかしながら、8割から9割の自治体が実施しているわけですね。それは、事業の重要性とその効果をしっかりと受けとめているからだと思います。

なぜこれほど広がっているのか、その事業効果について、御紹介いたしますと、県段階でいち早く実施した群馬県、2009年10月から実施されておりますが、2011年9月の県議会でこの効果についてどう評価しているかという質問があったんですね。それについて県の担当者は次のように述べておられます。救急医療への過度の依存や時間外診療の増加が懸念されたけれども、時間外の受診件数は92.7%となり減少したと。早期受診により重症化防止の効果が期待できる。子どもの健康状態が改善されたのではないかと考えている。このように効果を強調されております。

もちろん、保護者からも経済的負担の軽減ということで喜ばれたことは言うまでもございません。このほど、全国保険医団体連合会が子ども医療費助成制度の推移と患者の受診動向の分析結果、これを公表されておりますけれども、これを見ますと、医療費助成制度を拡大しても安易な受信や医療費膨張にはつながらないことが統計的に証明をされております。

考えますと、防府市は本当に小学校の分野では進みましたが、中学生の分野が遅れていますね。市長は、防府が一番と実感していただける防府市政をとおっしゃっております。この事業については、防府が一番最後かと、こう思わざるを得ないような御答弁であったかというふうに思いますね。

市長のもとにもこの制度の拡充を求める声がたくさん寄せられていると思いますけれども、この声に応じて実施していただきたいと思いますが、市長のお考えを聞いておりませんので、よろしくお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 市長。

○市長（池田 豊君） このたびの選挙戦を通じまして、実は中学校3年までと——やりたいと思っていたんですが、ことしの当初予算書を見たときに、市にそのような財政の余裕がないということがわかりましたので、私は市長になった場合、責任を持ってやりたいことのみを入れさせていただきましたので、それにつきましてはほうそになってはいけませんので外しております。思いは一緒でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 思いは一緒だと、それをやり遂げるのが市長の役割じゃございませんか。

それと、ちょっと部長さんに教えていただきたいんですが、この制度の県内自治体の実施状況を教えていただきたいんです。

○副議長（橋本龍太郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（林 慎一君） 県内の各市の平成29年度の実施状況ということでお答えをいたします。

県内、岩国市では中学校卒業まで、所得制限なしで実施をいたしております。山口市、光市では中学生まで実施をしておりますが、これは、所得制限を設けての実施でございます。

続いて、下関市、宇部市、山陽小野田市、これも中学生までということで実施しておりますが、これは医療費の1割補助という形で実施をしております。

続いて、防府市、下松市、長門市、これは所得制限なしの形で小学校卒業まで実施をさせていただいておるということでございます。

残り、萩市、柳井市、美祢市、周南市では所得制限をしながら小学校卒業まで実施をしておるといような状況になっております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） 私も調べてみたら、既に高校卒業まで実施している自治体もあるんですね。防府市では中学生になると通院、入院の医療費が3割負担というふうになるわけです。実施するには財政が厳しいと言われます。無料化に必要な予算、議会説明では約7,800万円、約7,000万円、こういうふうに説明をされましたが、私は自治体の一番大事な仕事は市民の命と暮らしを守ることだと思っております。

例えば、昨年的一般会計決算、約12億円の黒字でございました。その約6%余りを振り向けることで実施ができます。少子化時代、防府市をこれから担う、これから担っていく成長期にある子どもたちへの支援、これは本当に大事なことはないでしょうか。

私は、いろんな各方面から、市長さんは財政に明るいと、こういうふうに向っております。防府市の将来にわたる継続的な財政運営が問われる中で、池田市長に期待される方も私は多かろうと思います。しかし、市民の切実な声が届かない、これまでの積み上げた議会論議も生かされないようでは、期待は落胆に変わると思います。この事業にかかわって防府が一番というような大きなことは、私は望みません。しかし、子育て支援の充実を防府市の重要な施策として取り組んでいるからには、全国の自治体の、もう既に9割が実施をしている中学生への医療費無料化制度、まず全国の自治体に防府市は追いついてくださいよと、追いついてください。1番にならなくてもいいです。追いついていただいて実施をされるように強く要望いたしたいと思います。

池田市長に期待をいたしておりますので、どうぞよろしく、よろしく願いをいたします。

それでは、次の項目に移ります。最後になります。

質問の最期は、公共施設の耐震化について、公共施設のブロック塀の点検状況と今後の対応についてお尋ねをいたします。

河村議員からも丁寧な御質問がありましたので、重なる部分もあろうかと思いますが、よろしく願いをいたします。

大阪北部地震で学校のブロック塀が倒れ、小学生が死亡した痛ましい事故が二度と起こらないようにと、全国の自治体で小・中学校のブロック塀の安全点検とほかの公共施設の調査も進んでおります。

防府市において小・中学校を含む公共施設の調査結果がどのようなものだったのか、また今後の対応についてどのように考えているのか、市民の命と安全にかかわることだけに早急な対応をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。よろしく願いをいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 公共施設のブロック塀の点検状況と今後の対応についてでございますが、私からは、教育委員会所管の学校施設の点検及び対応状況についてお答えいたします。

学校敷地内のコンクリートブロック塀等につきましては、昨日の河村議員への答弁と重複する部分もございしますが、このたびの緊急点検は教育委員会と土木都市建設部が連携し、6月19日から6月29日まで調査を実施いたしました。

調査の内容につきましては、建築士1級、または2級の資格を有する職員等で市内全小・中学校の現地調査を行ない、昭和56年に改正された建築基準法の高さの基準の2.

2メートルを超えていないかなどを点検した結果、不適合の可能性のあるコンクリートブロック塀等が小学校15校で36カ所、中学校8校で33カ所判明したところでございます。

調査後の対応につきましては、ひび割れや隙間ができているコンクリートブロック塀等に張り紙をすることで注意を促しており、あわせて各学校の校長から児童・生徒に直接指導をしております。今後は緊急度の高い箇所から順次、撤去、改修などの措置を早急に行なってまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 次に、学校施設以外の公共施設における点検状況と今後の対応につきまして、私から答弁させていただきます。

学校以外の公共施設におきましては、ブロック塀等が全部で52カ所ございます。このうち高さ等が現在の建築基準法に適合していないものが27カ所ございます。今後、建築士の資格を持つ技術職員による詳細確認を早急に実施した上で、危険度の高いものから順次、撤去、改修などの対応を速やかに行なってまいりたいと考えております。

なお、学校施設と同様に、ひび割れ、傾き等が確認できるブロック塀については、既に張り紙等による注意喚起を行っております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） それでは、再質問をいたします。

全国の自治体でも危険な塀の撤去、あるいは補修の費用が大きな課題となっております。今回のように、防府市でも調査をしてかなりの数が上がっております。市として国に対して、補助制度の創設を要望してほしいと思いますが、いかがでしょうか。

この7月3日、参議院の厚生労働委員会で厚生労働省が児童福祉施設については次世代育成支援対策施設整備交付金、保育所については保育所等整備交付金が活用できる、こういうふうな厚生労働省の回答も出ておりますが、全体として、いろんな各省にわたると思いますが、国に対して補助制度の創設、ぜひ要望していただきたいと、この点についてはいかがでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） お答えいたします。

議員御指摘のとおり、全国的にも多額な費用がかかる事業になると思います。現在、学校施設につきましては、学校施設環境改善交付金という制度がございますが、この制度の

拡充を含めまして、学校以外の施設に対しましても地方財政措置が講じられるよう、国等に強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） ありがとうございます。それから、市民の安心・安全を第一に、早急に撤去、あるいは補修を取り組んでいただきたいと思いますけれども、市民の方々から御意見が出されているのは、市民にもっと知らせてほしいと、こういう御意見でございます。河村議員も少し質問をされたと思うんですが、市民への周知が大変必要だというふうに感じております。ホームページなどで点検状況、そしてその対応、市民が安心できるように、その対応、知らせていただきたいと思います。この点ではいかがでしょうか。お願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 総務部長。

○総務部長（末吉 正幸君） 御指摘のとおり、市民の方々も大変、非常に関心を持っておられることだと思っております。今調査いろいろと、詳細調査にも入っておりますが、今後どのような情報をどのように発信していけばよいか、ホームページを含めまして検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 8番、山本議員。

○8番（山本 久江君） ありがとうございます。どうぞよろしく願いをいたします。

御答弁にもありましたように、建築基準法に適合していない可能性のあるブロック塀などが、学校施設で69カ所、学校以外の公共施設が27カ所、計96カ所と多い状況でございます。危険度の高い箇所については早急な対応が必要でございます。速やかに撤去、改修などの措置がとられることを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

池田市長におかれましては、市民の意見をしっかりと聞くと、聞く耳は持っておられますが、その実行をよろしく願いをいたします。重ねてお願いをいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で、8番、山本議員の質問を終わります。

○副議長（橋本龍太郎君） 次は、5番、清水力志議員。

〔5番 清水 力志君 登壇〕

○5番（清水 力志君） 本日最後の質問となりました、「日本共産党」の清水力志です。通告に従いまして質問をさせていただきます。執行部の皆様におかれましては、何とぞ誠意ある御回答をよろしく願いいたします。

まず1つ目の質問、小・中学校の教室環境の整備について御質問をさせていただきます。

梅雨も明けて本格的な夏となりました。西日本を中心に重大な被害をもたらした記録的な集中豪雨が明けた直後の7月9日、福岡管区気象台は、山口県を含む九州北部地方の梅雨明けを発表いたしました。このたびの豪雨災害でお亡くなりになった方に対しては深い哀悼の意を表するとともに、被災された方々におかれましては心からのお見舞いを申し上げます。

防府市では、梅雨明けした日から最高気温30度を超える真夏日が続き、本格的な夏がことしもやってきたという感じでございます。ところで、この7月から文部科学省は学校環境衛生基準の一部改正により、学校教室の望ましい温度が見直されました。ことしの3月まで適用していた温度の基準、10度以上30度以下というのは、実は54年前に国が定めた基準でありましたが、ことし4月から、17度以上28度以下が望ましいという新たな基準が設けられることになりました。

話は少しそれますが、労働者、つまり働く人の事務所の温度基準は労働安全衛生法に基づく事務所衛生基準規則の第5条において、事業者は空気調和設備を設けている場合は、気温が17度以上28度以下、及び相対湿度が40%以上70%以下になるように努めなければならないと記載をされております。

今回の学校教室の望ましい温度の見直しには、ここ数年、特に夏場の平均気温の上昇に伴う熱中症対策と、全国の公立小・中学校の普通教室の空調設備の設置率が平成10年には3.7%でしたが、昨年は49.6%と、ここ20年間でエアコン普及が急激に伸びたことにより、室内温度の設定基準が簡単にできるようになったことが背景にあると考えられますが、働く人の事務所の温度基準と学校教室の温度基準がやっと同じになったかという私の思いも実はあります。

質問に入る前に、1つだけ申し上げておきます。小・中学校の教室と言っても、普通教室や特別教室、また職員室や保健室などいろいろございますが、今回の私の質問に出てくる教室とは、児童・生徒が授業などで最も多くの時間を過ごす普通教室のことを主にあらわすということをお知らせ申し上げます。

それでは、質問をさせていただきます。

まず、1点目は、防府市内の小・中学校の教室環境の整備の現状についてお伺いいたします。

次に、2点目は、学校教育衛生基準の一部改正による学校教室の望ましい温度の基準改正について、防府市ではどのように受けとめているのか、御見解をお伺いいたします。

以上2点、御回答をお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員の質問に対する答弁を求めます。教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

小・中学校の教室環境の整備の状況についてでございますが、本市の小・中学校のうち、耐震化に伴い改築した校舎においては、普通教室及び特別教室にエアコンを設置しております。その他の学校の普通教室には、壁かけ型扇風機を1教室当たり4台設置しております。

また、保健室のほか、特別教室のうち音楽室、パソコン教室、図書室にはエアコンを設置しております。特別教室にエアコンを設置している理由といたしましては、音楽室は遮音対策で窓の開閉ができないため、パソコン教室については電子機器による室温上昇への対応が必要なためであり、図書室は静かに落ち着いて読書に専念できるようにとの理由によるものでございます。

なお、普通教室の壁かけ型扇風機につきましては、各方面からの御要望もあり、平成25年5月に設置したものでございます。また、冬の寒さ対策としては、全小・中学校にエアコンまたはストーブを配備しております。

次に、このたびの学校環境衛生基準の改正をどのように受けとめているかとお尋ねでございますが、本年4月に学校環境衛生基準の一部改正により温度の基準が見直され、17度以上28度以下が望ましいと示されたことから、児童・生徒の健康管理上の観点からも、今後、普通教室を含む学校環境整備について検討が必要だと考えております。

教育委員会といたしましては、児童・生徒にとって健康的で学習しやすい教育環境づくりに向けた取り組みを進め、学校環境の向上に努めてまいります。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御回答いただきました。

まず、1点目の質問です。改築工事をした校舎に対してはエアコンが取り付けられて、その他の教室には扇風機が平成25年の5月に取り付けられたということですね、わかりました。

2点目の質問の、どのように受けとめているかということについては、検討が必要だというふうにお聞きいたしました。

それでは、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

ここで、少し私の想像におつき合ください。7月の猛暑の日の、防府市のとある小学校、教室の温度計は30度を超え、35度までになろうかとしております。ここで1人の

小学生が、「僕の学校の教室にエアコンはいつつくの」と質問をいたしました。どのように答えますか、小学生に答えるような感じでお答えください。（笑声）

○副議長（橋本龍太郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 済みません、小学生に答えるようにということで、私も元教員ですが、ただ、この議場で小学生に答えるようにということは、なかなかちょっと難しゅうございます。意をお酌み取りいただいて、小学生に答えるとしたらということでその趣旨を述べたいと思います。

皆さんが暑い中頑張っていること、さらには皆さんが勉強している教室が暑いこと、このことについては私ども教育委員会の者も、また市役所の皆さんもよく知っています。そうした中で、市役所の皆さんも、また、ここにおられる議員の皆さんもエアコンがつけられるように一生懸命頑張っています。そうしたことでも、全ての学校につけるときにはということが前提になるので、お金もかかるので、大変ということを知ってほしいと思います。

そう言いながら、私どもは学校に対して子どもたちが熱中症等、そうした健康管理、害するようなことがないように、水分補給等するように指導する。実はきょう、高温注意報というのが下関地方気象台から朝方出ました。つきましては、市内の全小・中学校に私どもは高温注意報に伴う熱中症の予防について今できること、水分補給あるいは不要不急の外出等をしないように、また、中学校においては部活も気をつけるように、水分を補給しながらという、そういう校長宛てのメールを出しております。

質問とはちょっとあいませんが、今できることをしっかりやっていますというふうにも子どもたちにも伝えると思います。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） ありがとうございます。小学生からは、「いつつくのと聞いたのに」というふうに突っ込みが入りそうなことでございます。（笑声）

ここでもう1つ、今度は小学1年生の児童が教育長に、「僕が何年生になったら教室にエアコンがつくの」とさらに突っ込んだ質問をしました。どのように答えますか。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 切実な問題だと思います。子どもの健康、安心・安全ということは最も大切にしなければいけないと思っております。そうした上で、小学校1年生の子どもから聞かれたときには、先ほども申しましたが、皆さんが暑い中、また教室が暑いことも知っているし、市役所の皆さん、そして教育委員会の、そしてまた議員の皆さんもエアコンをつけることについては一生懸命頑張っている。全ての学校の全ての教室にという

ことを考えると、すぐというお約束はできないけれども、一生懸命頑張っていることをわかってください。なるべく早くということと言えるかという、ちょっと申しわけございません、努力します。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） ありがとうございます。私の想像におつき合いいただき、本当に感謝しております。ありがとうございます。

これが今回の私の質問で一番聞きたいことかなということもできまして、ここで質問を終わってもいいんですけど、もう少し掘り下げて、実態や検討状況、そして今後の対応について皆さんと一緒に考えあえたらと思ひまして、質問を続けさせていただきます。

では、次の質問をさせていただきます。

今年度から、学校教室の望ましい温度が17度以上28度以下と見直されましたが、もしも教室の温度が望ましい温度でない場合、どのような問題が生じると考えられますでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

このたびの学校環境衛生基準の改正により、これまで定めてありました望ましい温度の幅が随分狭められております。かなり厳しい基準となったわけでございます。

望ましい温度との——その範囲でない場合という御質問ですが、そのことが直ちに新たな問題が生じるということには即つながらないと考えておりますが、ただし、過度の気温上昇、または低下、そういったものに伴う症状が発生する、その可能性は高まるものと思っております。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 問題が直接つながらないというふうな回答をいただきましたけれど、ことしの4月からというふうになったと思ひますので、また今後いろいろなデータを取っていかれると思ひます。

では、次の質問に移ります。

それでは、教室の室温の温度管理はどのように行っているのでしょうか。また、各小・中学校の温度データは教育委員会は把握しているのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 各教室には湿度計を備えた温度計を設置しており、記録のほうは毎日しております。また、朝礼で当日の天気、それから気温、そういったものを報告し、熱中症などの注意喚起も行っております。

教育委員会では、必要に応じ、これらの各学校に記録をされたものについては報告を求め、把握するようにしております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） わかりました。それでは今後の取り組みについてお伺いいたします。

まず最初は、望ましい温度である17度以上28度以下について、もう少し詳しくお尋ねいたします。

まず、室温28度以下への取り組みは、具体的にどのようにされるのかお答えをお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

ここで文部科学省からの通知を読み上げたいと思いますが、温熱環境については、その温度、それから相対湿度、そして気流や個人の温冷感等によって影響されやすいものであることから、教室等の環境の維持に当たっては温度のみで判断せず、その他の環境条件及び児童・生徒等の健康状態を観察した上で判断し、衣服による温度調整も含め、適切な措置を講ずることというふうに、このたびの改正に当たっての通知のほうがございます。

よりよい教育環境整備につきましては、それらの観点から平成25年に、本答弁のほうで申し上げましたけれども、全普通教室には扇風機を設置しております。そしてこの扇風機を設置した結果、教職員の方からは涼しく過ごせるようになったというお声をいただいております。

空調設備の設置状況、それから財源措置等、そういったものの情報も必要ではございますが、昨年度から庁内の教育施設検討会議において、エアコンの設置についての協議を進めてはおりますが、これらの先ほど申し上げました、いろいろな情報の把握にまず努めまして、その情報共有した上で、今後設置に係る経費、また学校の電気設備の許容量等について、そういったことも整理中でございます。ですので、今実際にはその衣服等による調整、そういったものもそのときの状況に応じて対応している、そういった状況でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 私のほうからは、学校の具体的な対応について、これは根本的な対処ではないんですけれども、エアコンのついている特別教室等が各学校には何室かございます。そうしたところで、小学校でいうと低学年、そうした子をそうしたところで

勉強させる、あるいは中学校におきまして、それぞれがなるべくそうした高温と思われる教室ですっと過ごすことがないように、そうしたエアコンのある部屋で授業をするという、そうした一時しのぎではございますが、子どもたちの健康を考えた取り組みはしております。

以上です。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 28度以下への取り組みは主に扇風機の使用、もしくはエアコンのついている教室に関してはエアコンを使用しているということでわかりました。

では次に、室温17度以上についてお伺いいたします。これは改正前と比べて7度も高くなっており、かなり高いハードルではないかと思われれます。同じように具体的な取り組みがどういうふうにするのかお伺いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

現在、市内の小・中学校にはストーブ、またはエアコンを整備しておりますので、あるいは衣類による調整を行ってまいります。これにつきましては、これまで同様ということをごさしまして、このたびの基準の改正ということではありませんで、そういったストーブ等、エアコン等が整備されているものは大いに活用させていただいてということでの具体的な取り組みということにはなりません。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 17度以上という対策は、ストーブまたはエアコン、そして衣服の調整というふうにお聞きいたしました。ありがとうございます。

ところで、少し関連した質問で、熱中症についてお伺いします。昨年、小・中学校で起きた熱中症の件数は何件ございましたでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

これにつきましては、例えば前夜の睡眠不足など、さまざまな要因があろうかとは思いますが、昨年度、学校において養護教諭が熱中症であろうと判断した件数は114件でございます。また、病院で熱中症との診断があった件数は3件でございます。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 熱中症であろうという症状が114件で、病院で熱中症と診断

されたのが3件ということですね、わかりました。

それでは、そのうち室内で起きた熱中症の件数というのは何件ございましたでしょうか。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

先ほど申し上げました114件のうち、教室内では11件発生しております。なお、この11件の中には、既にエアコンを設置している教室において発生したという件数も含まれております。これにつきましては、これも厳密にはわかりませんが、外で体育をした後に、そのエアコンの効いた教室に戻ってきて、そこで体調不良とかというような、これらについてもさまざまな要因があるかとは思いますが、お尋ねの教室の中でということにつきましては11件でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 室内で起きた熱中症であろうという件数が11件で、それでこの11件に関しても因果関係は定かではないということをお聞きしました。

ちょっとお恥ずかしい話なんですけれど、実は私も以前、空調設備も整って温度管理がしっかりされている室内の中で脱水症状を起こして倒れたことがあります。今も私のこの右目のあたり、少し腫れが残っておりますけれど、これはそのときに床に打ちつけたものでございます。原因は私が自己管理を怠っていたということが原因で、今回の質問の内容である温度管理とは全く関係のないことではございますが、それでも室外だけでなく、室内でも倒れることがあるんだということを身をもって知りました。

先ほど熱中症についての御質問をさせていただきましたが、温度と湿度というものには非常に深いかかわりがございます。特に夏に湿度が高いと熱中症になりやすく、冬に湿度が低く空気が乾燥するとインフルエンザの蔓延の原因となります。

学校環境衛生基準では、湿度は30%以上80%以下であることが望ましいと定められておりますが、温度と湿度を同時に管理するのは、性能がいい空調設備でない限り大変なことだと思われま。これまで学校現場では、湿度対策においてさまざまな工夫をされていると思いますが、快適な教室環境の維持と児童・生徒の健康面を考慮して、湿度という管理についても、今後も引き続き配慮していただきたいということをおかりして要望いたします。

では、次の質問をさせていただきます。

それでは次に、教育委員会の今後の対応についてお伺いいたします。先ほど教室の室温の温度管理について質問をさせていただきましたが、これまで基準を満たしていない場合、教育委員会はどのような措置を講じていらっしゃるのでしょうか。また今後、基準を順守

されていないところに対してはどのような措置を講じていけますでしょうか。お伺いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

学校環境衛生基準、こちらのほうは当然承知はしておりますが、その教育委員会におきましては、環境の変化、そしてまた状況の変化に応じまして、暑さ寒さ対策として扇風機、それからストーブ、改築時におけるエアコンの設置などをこれまで行ってまいりました。学校につきましては、それぞれ特別教室に設置がしてありますエアコンの活用、そういった有効活用を行った中での、その暑い時期においてのそのコンピュータ教室での授業を集中して行うなど、そういった工夫がされております。

このたびの改正に限らず、この基準ということにつきましては、基準の遵守はそうなんですけれども、国のほうはこれはおおむねこの基準を遵守することが望ましいというふうにされておりますし、また、温度とそれから湿度に関しましては、その相対温度ということがあろうかと思えます。

教育委員会といたしましては、現状におきましては児童・生徒の体調などに十分注意を払いまして、そして学校の設備状況については、今備えてありますものを活用して対応していきたいというふうに思いますが、児童・生徒の健康管理には十分留意してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） わかりました。ありがとうございます。

それでは次に、空調設備、いわゆるエアコンについてお伺いいたします。

全国の公立小・中学校のエアコンの普及が進まないのは、子どもには暑さ寒さを我慢させることが必要だ、などといった忍耐論や根性論がまだまだ根強く、教室のエアコン取り付けに反対、もしくは否定的な議員や教育関係者が存在することが1つの理由であるという新聞の記事を見たことがございます。

防府市では、先ほど質問の回答でいただきました平成25年5月に保護者や市民の要望により、ほかの自治体に先駆けて全ての教室に扇風機を設置したことは画期的ではありましたが、扇風機とは元来、室内の空気を攪拌させることや風を送って体に当てて人間の体感温度を下げる役割は果たしますが、室内の温度の調整を行うことに関しては、扇風機ではいささか役不足だと考えます。

防府市では現在、校舎を改築の際に普通教室にエアコンを取りつける方針を取っている

ことから、学校の教室にエアコンを取りつけることに関しては決して否定的ではないということは認識ができます。

しかしながら、現在のごく一部の小・中学校の教室にしかエアコンはなく、私の今、手元の資料にあります平成29年4月1日現在の公立小・中学校の教室の空調設備の整備状況では、防府市は普通教室386室のうち、エアコンが取りつけてある教室は67室、設置率は17.4%です。県内平均が17.6%ですので、ほぼ平均じゃないかという人もいらっしゃいますが、全国平均の49.6%、この数字も決して高いとは言えないのですが、その数字にもほど遠い設置率でございます。

このまま校舎改築の際にエアコンを取りつけるという方針を取り続けると、市内全ての小・中学校の普通教室にエアコンが設置されるのは一体いつのことでしょうか。40年や50年はかかるでしょうか。それでは先ほど教育長におつき合いいただいた、私の想像の中で質問をした小学生が還暦を迎えてしまいます。

今年度より学校環境衛生基準の一部改正により、学校教室の望ましい温度が見直されたことを機に、校舎改築のときとは言わずに、国からの補助制度があるならそれも活用して、小・中学校校舎の全ての普通教室に、エアコン取り付けの実現に向けて計画を立てていただきたいのですが、いかがでしょうか。先ほど回答の中に少しいろいろございましたが、改めて回答をお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

先ほど清水議員のほうから御紹介がありました平成29年4月1日現在の普通教室についてのエアコンの設置率でございますが、確かに県内13市と比較いたしまして、その平均でいきますとまだまだ低い状況でございます。そのなかでも岩国市は96.2%と非常に高いんですが、あとは1桁台の自治体も数多くございます。その中で防府市は4番目、多いほうでの4番目に当たります。

そうは言いながら、先ほどからの御質問にもありますように、現状は、これは防府市だけの問題ではないかとは思いますが。どこの自治体も、また山口県だけの問題ではないかとは認識はしておりますが、その中で教育委員会といたしましては、その現状の学校施設の設備状況、その電気の容量等そういったもの、それから必要経費等について調査中でございます。

議員もおっしゃいましたとおり、多額の経費を要するということは見込まれております。その中で他の教育施策との優先順位等の検討にあわせまして、そして国の補助事業につきましては、これはもう既に調査済みではございますが、現状におきましては、他市がその

エアコンの設置の補助採択、そういったものの結果をいろいろ私どもも確認はしておりますが、その他市の事例を見ますと狭き門というようなことが現状であるということを知っております。

ですが、これについてはそういった段階で、いろいろと検討なり、その調査の段階にございます。ですので、その計画を立ててというところには、まだちょっと具体的には至っておりませんので、以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 確かに莫大な予算がかかるということは私も承知をしております。しかしながら、今回私が申し上げたいのは、文部科学省が学校教室の望ましい温度の見直しをなぜ54年ぶりに行ったのかという本来の意味を考えていただきたいというふうに思います。

これまでの学校教室の温度に対する対策、例えば、着ている服による温度調節や定期的な水分の補給、そして窓を開けて風を通すことや扇風機を使用することなど、確かに重要なことではございますけれど、もうそれだけでは児童・生徒の学習環境や健康を守ることはできないと文部科学省は訴えているのではないのでしょうか。このことは教育委員会の中だけの議論にとどまることなく、市全体で考えていただきたいということを申し上げておきます。

今では整備をされて当たり前前の公共施設の空調設備がなぜ学校だけ整備が進まないのか。私も不思議に思うところがございます。折しも、お隣の山口市では、市内の全ての公立小・中学校及び幼稚園に空調設備を整備する事業が来年度実現を目指して計画が進んでおります。ぜひとも防府市も全ての小・中学校の空調設備の導入への前向きな検討をお願い申し上げます、1つ目の質問を終わります。

続いて、2つ目の質問、学校給食の無償化について御質問をさせていただきます。

学校給食の無償化については、これまでも多くの議員が一般質問で執行部に対して御提案をされてきました。最近では、昨年9月議会の一般質問で山田議員が中学校3年間の学校給食費の無償化についての御提案をされておりました。多くの議員が一般質問で子育て支援の政策や子どもの貧困対策、そして学校教員の負担の軽減など、さまざまな観点から要望や提案をしていること、それはつまり、それだけ保護者や市民からの要望が多いことだということを理解していただきたいと思います。

今回は学校給食の長い歴史の中で、現在の児童・生徒の学習及び生活における学校給食の果たす役割から、学校給食費の無償化は必要ではないかということをお提案をさせていただきます。

学校給食の歴史をたどっていきますと、その歴史は古く、明治22年に山形県鶴岡町、現在の鶴岡市ですが、の小学校で貧困児童を対象に無料で学校給食が実施され、それが学校給食の起源とされております。その後、全国で広がり昭和29年に学校給食法が制定され、学校給食の法的根拠が明確となり、教育活動として実施されてきました。

学校給食法では、学校給食の根拠法として、そのときどきの状況に応じ学校給食を制度的に支えてきましたが、平成21年4月に大幅な改正をされました。

第1条の法律の目的では、この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及・充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とするとされ、学校における食育の推進が新たに規定されました。

一方、学習指導要領では、学校給食の教育課程における位置づけが明確にされたのは、昭和33年に小学校及び中学校学習指導要領が改定されたときです。現在、学校給食は学習指導要領においては特別活動の学級活動に位置づけられております。

そして、平成20年3月に改定された小学校及び中学校の学習指導要領では、第1章総則に、学校における食育の推進が位置づけられ、食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成が規定されるなど、今後も食育の推進が一層求められることとなりました。

このことから、学校給食の歴史的背景や取り巻く環境から見て、学校給食は単に栄養を与えるという目的からさらに進化して、現在は教育の一環となったのです。

日本国憲法第26条には、全て国民は法律の定めるところにより、その能力に応じて等しく教育を受ける権利を有する。全て国民は法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育はこれを無償とすると定めております。

その一方で、学校給食法第11条第2項では、学校給食費は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第16条に規定する保護者の負担とすると定めております。

一見、憲法と矛盾しているように思えますが、文部科学省は法の規定はあくまでも負担のあり方を示したものであり、補助金を出すことによって学校給食を実質無償化にすることを禁止するものではないというふうに見解を示しております。

給食に関する経費については、防府市では保護者には食材費のみを負担してもらっていることや、経済的負担を軽減する制度として就学援助制度があり、給食費の全額を援助していること、そして給食費の無償化の実現には多額の財源を恒久に確保する必要があることは私も認識しております。認識をしておりますが、それを承知の上で質問をさせていた

だきます。

食育において学校給食は生きた教材であり、教育の一環だと考えます。この観点から学校給食費の無償化はできないでしょうか。御回答をお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育長。

○教育長（杉山 一茂君） 御質問にお答えいたします。

食育において学校給食は生きた教材であり、教育の一環だと考える。この観点から学校給食の無償化はできないかという御質問でございますが、学校給食は成長期にある児童・生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより健康の増進を図ることだけでなく、学校において食に関する指導を効果的に進めるための教材の一つであると考えています。

学校におきましては、食育の指導体制及び指導内容の充実に向けて、食育の年間指導計画を作成し、栄養素の働きなど、食に関する指導を給食時間だけでなく、家庭科、保健体育等で計画的かつ総合的に実施いたしております。また、児童・生徒への食に関する指導につきましては、栄養教諭または学校栄養職員が専門的な立場から教員へ助言等を行うことにより食育の充実に努めているところでございます。

議員御指摘の食育において、学校給食が一定の役割を担っていることから学校給食費を無償化できないのかとのことでございますが、給食費として保護者の方に負担していただいているのは食材費のみで、1食当たり小学校では260円、中学校では295円でございます。また、経済的理由により支払いが困難な御家庭には就学援助制度等により、給食費の全額を援助しております。

教育委員会といたしましては、厳しい財政状況の中、さまざまな教育施策を展開するためにも恒久的な財政負担が生じる学校給食費の無償化は困難であると考えておりまして、今後も安全で安心な給食の提供並びに学校給食を活用した食育の推進を図ってはまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上、御答弁申し上げます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 御回答ありがとうございました。

食育という教育に関してのこれからの考え方をお聞きいたしました。それに関しては、なかなか学校給食費の無償化は難しいというふうにお聞きいたしました。

それでは、再質問及び関連した質問をさせていただきます。

無償化については、やはり予算が伴うものだとの認識をしております。それでは、仮に学校給食費を無償化した場合、年間でどのぐらいの予算が必要なのか御回答をお願いいた

します。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

仮に給食費を無償化した場合の予算でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、保護者の方に御負担いただいております食材費の1食当たりの金額に、平成30年5月1日時点の児童・生徒数と平成29年度の給食実施実績から求めた平均日数を乗じて算出いたしますと、小学校は約3億700万円、中学校は約1億5,800万円、合計約4億6,500万円でございます。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） 小・中学校合わせて4億円以上というふうなことでございます、やはり結構かかるんだなということは改めてわかりました。

では、もう1つ質問がございますが、現在、全国の自治体で無償化とまではいかないまでも、学校給食費軽減の施策を積極的に取り入れている動きがございます。

例えば、その家庭の第2子、第3子に関しては半額だとか無償だとか、あと何割を軽減するとかというような動きがあるんですが、防府市においても無償化というのが難しいのであれば、まずはこういった軽減策なども考えていただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。御回答をお願いいたします。

○副議長（橋本龍太郎君） 教育部長。

○教育部長（原田みゆき君） 御質問にお答えいたします。

防府市で無償化が難しい場合に、給食費の軽減策を検討できないかとの御質問でございますが、先ほどの答弁で申し上げましたとおり、市教育委員会におきまして、経済的理由により給食費の支払いが困難な御家庭には就学援助制度等により給食費の全額助成をしております。

この厳しい財政状況の中、さまざまな教育施策を展開するためには、給食費の一部助成についても困難であると考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

なお、県内の状況でございますが、給食費の完全無料化を実施しておりますのは岩国市と和木町でございます。まだまだ他市においても給食の無償化ということにはなっていないようでございます。

以上でございます。

○副議長（橋本龍太郎君） 5番、清水力志議員。

○5番（清水 力志君） わかりました、ありがとうございます。

今はなかなか難しいというところがございますけれど、学校教育における学校給食の役割というのは、これから先もさまざまなこの時代の中、時の流れ、その中でのその世の中の考え方というところで、またさまざまな役割とか考え方というのをしていくのであろうというふうに思われます。

その中で、次の世代を担う子どもたちのための施策として、学校給食費の今後のあり方について、またこれからもぜひ考えていただきたいということを申し上げまして、私の全ての質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○副議長（橋本龍太郎君） 以上で、5番、清水力志議員の質問を終わります。

○副議長（橋本龍太郎君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（橋本龍太郎君） 御異議ないものと認めます。

よって本日はこれにて延会することに決しました。

午後2時39分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年7月13日

防府市議会 議長 松村 学

防府市議会副議長 橋本 龍太郎

防府市議会 議員 和田 敏明

防府市議会 議員 久保 潤爾

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成30年7月13日

防府市議会 議長

防府市議会副議長

防府市議会 議員

防府市議会 議員